

## 6 多様な視点に基づく整備効果の整理

道路と堤防の一体整備による治水効果等、道路事業と他事業の組合せによって想定される整備効果を整理する。

### 6.1 道路事業と連携したインフラ整備の整理

道路と堤防・都市計画等の一体整備は全国で既に複数事業化されており、既に着工・竣工を迎えた事業も存在する。

ここでは全国の事例を収集し、道路事業と連携するインフラ整備の分類を行う。

#### 6.1.1 道路事業と組合わせるインフラ整備の整理

以降にインフラの一体整備事例を整理する。

表 6-1、表 6-2、表 6-3 に一覧を記す。

表 6-1 インフラの一体整備事例(1/3)

NO	名称	内容
1	東京外環と綾瀬川放水路	同時期に都市計画決定を行い一体的に整備
2	二線堤バイパス国道346号鹿島台市街地	二線堤機能をもった道路のバイパス事業を整備
3	防潮堤サイクリングロード	防潮堤の管理用通路を市道認定し、サイクリングロードとして活用
4	SMARTトンネル	高速道路と放水路の共用トンネルを整備
5	阪神高速大和川線大和川高規格堤防	都市区画整理事業に合わせて高規格堤防及び自動車専用道路の整備
6	淀川左岸線(Ⅱ期)淀川高規格堤防	高規格堤防及び自動車専用道路の整備
7	乙川リバーフロント地区の公民連携まちづくり	乙川プラムロードや人道橋の整備、公民連携のまちづくり
8	創成川通アンダーパス連続化事業	アンダーパス連続化と地上部に親水空間を整備
9	土地区画整理事業・河川が連携した水害に強い地域づくり	市による土地区画整理事業と、河川管理者の堤防強化と一緒に整備することによる水害に強い地域づくり
10	ニツ井防災ST、道の駅「ふたつい」、ニツ井きみまち地区かわまちづくり	IC・道の駅・河川防災ST・水辺空間の一体整備
11	沖館川多目的遊水地(リバーランドおきだて)	遊水地及び各種施設(小学校、中学校、広場、免許センター等)
12	旧北上川堤防整備・かわまちづくり	交流施設整備、堤防整備・水辺空間の一体整備
13	名取川堤防整備・かわまちづくり	土地区画整理事業、堤防整備・水辺空間の一体整備
14	高田松原津波復興祈念公園 国営追悼・祈念施設	都公園内に追悼・伝承施設と道の駅を一体整備
15	岩手45号復興 両石地区	防潮堤と道路を一体整備
16	高潮対策と一体化した歩道整備	高潮による冠水対策と併せて歩道を整備
17	仙台市東部復興道路(かさ上げ道路)	津波の威力を減じる堤防機能をもった道路を整備
18	国道16号と首都圏外郭放水路	道路の地下空間に放水路を整備
19	道の駅「富士川」・増穂PA・増穂地区河川防災ステーション	道の駅、パーキングエリア、河川防災ステーションと一体的に整備
20	JR中央線連続立体交差事業(三鷹駅～立川駅間)	連立事業とまちづくりとの連携

表 6-2 インフラの一体整備事例(2/3)

NO	名称	内容
21	河川堤防の都市公園化～信濃川やすらぎ堤～	都市公園と一体となった河川堤防の整備
22	国道17号小千谷バイパスと妙見堰	バイパス整備と合わせて河川流量調整の堰を整備
23	函南町塙本地区のかわまちづくり×防災拠点×道の駅	「函南町塙本地区かわまちづくり」による水辺空間の整備と併せた河川防災ステーション、道の駅の整備。
24	多目的な河川敷道路の整備	緊急輸送路・避難路の整備と併せた日常の利活用空間の場を創出。
25	九頭竜川・日野川フェニックス堤防整備事業(サイクリングロード)	拡幅した堤防天端をサイクリングロードとして活用
26	円山川左岸浸水対策	浸水対策と併せて道路を嵩上げして一体的に整備
27	淀川左岸線延伸部 淀川高規格堤防	高規格堤防及び自動車専用道路の整備
28	道の駅「ようか但馬蔵」	バスターミナル及び地域の防災機能を有した道の駅整備
29	国道8号敦賀空間再整備	国道8号元町交差点～白銀交差点区間を4車線から2車線へ変更し、賑わい空間を創出
30	湖岸堤サイクリングロード(ビワイチサイクリングロード)	琵琶湖の湖岸堤の管理用通路を県道認定し、サイクリングロードとして活用
31	宍道湖夕日スポット整備	護岸、遊歩道、横断地下道、駐車場を同時に整備 観賞・撮影者と一般通行者の混雑、路肩駐車等の交通上の問題を改善
32	元安川親水テラス	親水テラスの整備、オープンカフェの誘致
33	一級河川太田川水系亀山地区堤防工事	可部線電化延伸に併せ土地区画整理事業を実施、病院移転等防災機能の強化、堤防整備
34	東大洲地区二線堤 古川樋門	二線堤の整備 樋門(排水)の整備
35	肱川堤防天端緊急輸送路	堤防天端の拡幅 高速道路の活用
36	紫川マイタウンマイリバー整備事業	紫川の河川整備と道路や公園、市街地整備等を一体的に整備
37	山王雨水調整池	既存公園を活用し、雨水調整池を整備
38	牧志・安里地区第一種市街地再開発事業	市街地再開発事業に合わせて一体的に整備
39	那覇空港自動車道(南風原道路)	道路高架橋下の空間活用
40	シアトル アラスカンウェイ	高架橋を撤去し、地上にはLRT、地下にシール楮王の路線を整備

表 6-3 インフラの一体整備事例(3/3)

NO	名称	内容
41	ソウル清渓川	高速道路の支線部分を撤去し、河辺環境・路線を整備
42	デュッセルドルフ 都市再生事業	ライン川岸の国道を地下化し、撤去したエリアに散策路を整備
43	フランス セーヌ川河岸高速道路の大通り化	自動車専用道を、自動車・自転車・歩行者が共存するような道路空間に再整備
44	スーパー堤防の整備	東京都東部における主要5河川について、住宅機能を兼ね備えたスーパー堤防を整理
45	隅田川テラス整備事業	隅田川のスーパー堤防化に伴う、水辺空間の整備
46	名二環 太陽光発電	掘割部上部のデッドスペースを活用して、太陽光パネルを設置し、環境保全にも貢献
47	総合治水対策とヒートアイランド対策の連携	民間の再開発事業と都市公園整備の連携等
48	道路緑化の取り組み	歩車道一体となった景観形成やシンボル賑わいの形成

## 6.1.2 道路事業と組み合わせるインフラ整備の分類

前段で収集した事例を対象に、「道路×その他のインフラ」のように、インフラの組み合せ別に整理を行った。下記の6種類に対して以降の検討を行う。

### ■道路×堤防

- ・道路・河川が連携した二線堤バイパス事業 (2 宮城県大崎市)
- ・淀川左岸線（2期）（自専道整備+高規格堤防整備） (6 大阪府大阪市)
- ・国道45号復興事業と防潮堤整備事業 (15 岩手県釜石市)
- ・高潮対策と一体化した歩道整備 (16 宮城県利府町)
- ・仙台市東部復興道路と仙台湾南部海岸堤防 (17 宮城県仙台市)
- ・国道17号小千谷バイパス（越の大橋）と妙見堰 (22 新潟県長岡市)
- ・円山川左岸浸水対策 (26 兵庫県豊岡市)
- ・淀川左岸線延伸部（自専道整備+高規格堤防整備） (27 大阪府大阪市)
- ・道路と河川の一体整備で浸水被害を軽減 (34 愛媛県大洲市)

### ■道路×放水路

- ・マレーシア SMART (Stormwater Management And Road Tunnel) (4 マレーシア)
- ・東京外環と綾瀬川放水路（高架下） (1 埼玉県草加市)
- ・国道16号と首都圏外郭放水路（地下） (18 埼玉県春日部市)

### ■道路×高架下利活用

- ・道路高架橋下を地域住民の交流の場に活用 (39 沖縄県那覇市)

### ■道路×まちづくり・再開発

- ・創成川通アンダーパス連続化事業と創成川公園整備事業 (8 北海道札幌市)
- ・国道8号敦賀空間再整備 (29 福井県敦賀市)

### ■道路×遊水地

- ・沖館川多目的遊水地 (11 青森県青森市)
- ・山王雨水調整池 (37 福岡県福岡市)

### ■道路×サイクリングロード

- ・防潮堤をサイクリングルートに活用 (3 福島県いわき市)
- ・多面的な河川敷道路の整備 (24 静岡県焼津市ほか)
- ・九頭竜川・日野川フェニックス堤防整備事業 (25 福井県福井市ほか)
- ・ビワイチルート（（一）近江八幡大津線） (30 滋賀県野洲市)

## 6.2 沿線地域の特性の整理

東京南西部地域で進行する複数の事業の事業進捗や、当該地域のNPO団体について整理を行う。

### 6.2.1 沿線地域で進行する事業の整理

図6-1に東京南西部地域で進行している事業並びに、東京南西部地域の代表的な施設位置を記す。加えて各事業の進捗について概要を整理する。

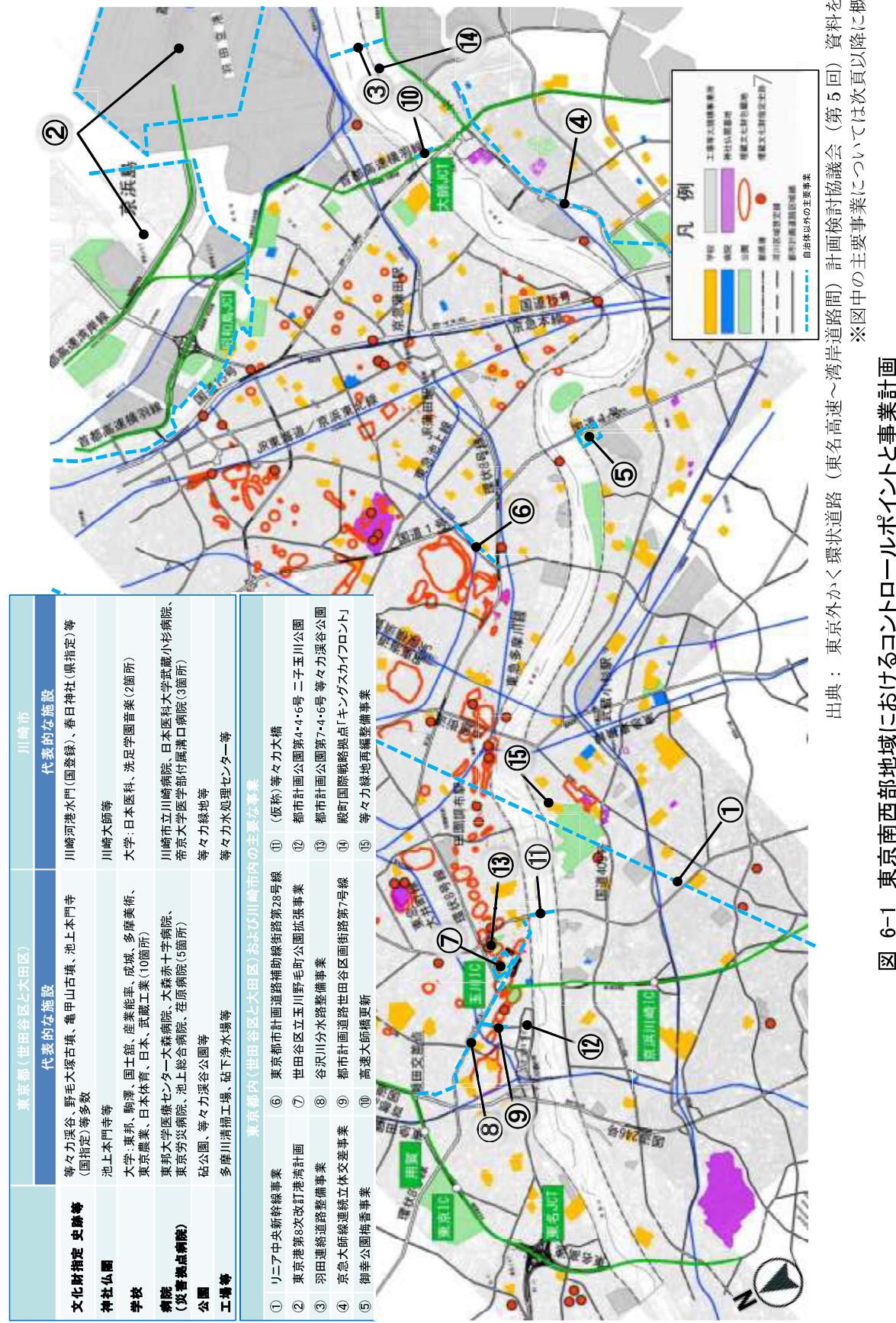


図 6-1 東西南西部地域におけるコントロールポイントと事業計画

※図中の主要事業については次頁以降に概要を整理

### 【主要事業の概要】

#### ①リニア中央新幹線事業

##### ■概要

東海旅客鉄道（JR 東海）が、首都圏～中京圏～近畿圏を結ぶ高速鉄道の運営を持続とともに、企業としての存立基盤を将来にわたり確保していくため、超電導リニアによる中央新幹線計画を全国新幹線鉄道整備法に基づき推進している。

##### ■これまでの流れ

1973年（昭和48年）：全国新幹線鉄道整備法に基づく基本計画決定

2011年（平成23年）：建設指示

2014年（平成26年）：品川～名古屋間の工事実施計画の認可を受け工事を開始

2021年（令和3年）2月時点：東京～愛知間の各都県で工事実施中

出典：JR 東海 HP (<https://company.jr-central.co.jp/chuoshinkansen/>)

#### ②東京港第8次改訂港湾計画

##### ■概要

東京港の今後の施設整備計画や空間利用計画、環境施策などを長期的な視点で定める基本計画である。社会情勢の変化や東京港を取り巻く環境変化を踏まえ、概ね10年後の「東京港の目指すべき姿」や「求められる取組」を実現するため港湾計画が改訂された。

##### ■これまでの流れ

1946年（昭和21年）：東京都改訂港湾計画策定

2014年（平成26年）：港湾計画を改定（第8次）

2020年（令和2年）12月時点：第9次の計画改定に向けて検討部会を設置

出典：東京都港湾局 HP (<https://www.kouwan.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/plan/8/>)

出典：東京冷蔵倉庫協会 (<http://www.toreiso.gr.jp/library/index.html>)

#### ③羽田連絡道路整備事業

##### ■概要

羽田連絡道路は、「2020年を目指した成長戦略拠点の形成を支えるインフラ」として、川崎市川崎区殿町三丁目の殿町地区と大田区羽田空港二丁目の羽田空港跡地地区を結ぶ都市計画道路。本道路整備により両地区の連携強化を図り、ヒト・モノ・ビジネスの交流活性化など相乗効果を発揮することで、我が国の国際競争力の強化、経済の持続的な発展への寄与を期待されている。

##### ■これまでの流れ

2016年（平成28年）：都市計画変更 告示

2017年（平成29年）：工事契約締結、工事開始

2021年（令和3年）1月時点：工事進行中

出典：川崎市 HP (<https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000097966.html>)

#### ④京急大師線連続立体交差事業

##### ■概要

京浜急行大師線の京急川崎駅から小島新田駅までの延長約5キロメートルにおいて、一部ルートを変更し、大半を地下化することにより、15箇所ある踏切のうち14箇所を削減する事業計画である。

##### ■これまでの流れ

1993年（平成5年）：都市計画決定

1994年（平成6年）：都市計画事業認可を取得し連続立体交差事業に着手

2017年（平成29年）：費用対効果や社会経済状況の変化などに鑑み、京急川崎駅から川崎大師駅までの2期区間については「中止」、川崎大師駅から小島新田駅までの1期区間については「事業継続」とする対応方針決定

2019年（平成31年）：小島新田駅～東門前駅間で地下運行開始

2021年（令和3年）時点：小島新田駅～東門前駅間で踏切部の復旧や大師橋駅の駅舎建設工事等推進

出典：川崎市HP (<https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000018287.html>)

#### ⑤御幸公園梅香事業

##### ■概要

御幸公園に梅林を市民と復活させるとともに、御幸公園が憩いの場、集いの場となり、地域コミュニティの活性化につながることをめざして計画が策定された。

##### ■これまでの流れ

2015年（平成27年）：梅香事業推進会議発足

2016年（平成16年）：計画策定

2017年（平成29年）時点：事業推進中

出典：川崎市HP (<https://www.city.kawasaki.jp/saiwai/page/0000084847.html>)

#### ⑥東京都市計画道路補助線街路第28号線

##### ■概要

JR大森駅西口周辺における交通環境の課題等に対応するために策定された。策定後に東京都が区域を一部変更すると共に大田区が大森駅西口広場を新たに都市計画施設として定める都市計画変更素案を取りまとめることで、交通結節機能を強化するとともに、歩道と一体となった安全で快適な駅前空間を確保し、現地形を活かした賑わい空間を創出する。

##### ■これまでの流れ

2011年（平成23年）：大森駅周辺地区グランドデザインの策定

2016年（平成28年）：東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）において、補助第28号線を優先整備路線に選定

2018年（平成29年）：「大森駅西口基盤整備の基本的考え方について」を策定

2019年（平成28年）：「大森駅西口周辺の都市基盤施設整備方針」を策定

出典：東京都都市整備局HP (<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/pamphlet/>)

## ⑦世田谷区立玉川野毛町公園拡張事業

### ■概要

昭和 31 年に都立公園として開園し昭和 40 年に区へ移管後、みどりのオープンスペースやレクリエーションの場として地域住民に親しまれてきた本公園で、隣接する国土交通省等々力宿舎跡地の一部（約 2.8ha）を世田谷区立玉川野毛町公園拡張用地として整備する。

### ■これまでの流れ

2019 年（平成 30 年）：基本計画（骨子）の策定

2019～2020 年（令和元年～令和 2 年）：基本計画の検討

出典：世田谷区 HP (<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokujii/kusei/012/015/001/001/d00148058.html>)

## ⑧谷沢川分水路整備事業

### ■概要

谷沢川流域の浸水被害に対応するため、環状八号線、国道 246 号及び世田谷区道の地下にトンネル構造の分水路を築造するものである。

### ■これまでの流れ

2017 年（平成 29 年）：事業認可取得

出典：東京都 HP (<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2017/11/30/13.html>)

## ⑨都市計画道路世田谷区画街路第 7 号線

### ■概要

上野毛二丁目から三丁目（環八～丸子川付近）を結ぶ 400m の街路を対象に、整備を進めている。

### ■これまでの流れ

2016 年（平成 28 年）：「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」策定

出典：世田谷区 HP (<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokujii/sumai/009/001/004/d00186269.html>)

## ⑩高速大師橋更新

### ■概要

首都高速 1 号線（高速大師橋）は、1968 年 11 月の開通から 40 年以上が経過し、橋梁全体に多数の疲労き裂が発生し、日々、点検・補修が必要な状況である。構造物の長期的な安全性を確保する観点から、橋梁の更新（造り替え）を行い、疲労き裂が発生しにくい構造とする。

### ■これまでの流れ

2016 年（平成 28 年）：都市計画事業認可（更新事業に伴う区域変更及び車線数の決定）

2017 年（平成 29 年）：都市計画事業認可（橋脚形状変更に伴う区域変更）

2021 年（令和 3 年）2 月時点：新設の橋脚組み立て中

出典：首都高速道路 HP (<https://www.shutoko.jp/ss/daishibashi/>)

## ⑪（仮称）等々力大橋橋梁整備事業

### ■概要

都心アクセスの向上や都市間連携強化のため、都市計画道路宮内新横浜線の整備とともに、多摩川に架かる新橋の整備をするもの。これにより人の交流や物流の活性化、多摩川を渡る車両交通の分散化による交通の円滑化、災害時の迅速な復旧活動や避難経路の確保により防災性の向上が期待される。

### ■これまでの流れ

2010年（平成22年）：東京都との基本協定を締結し事業着手

2018年（平成30年）：工事着手

2020年（令和2年）：橋梁本体工事着手予定

出典：川崎市HP (<https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000121517.html>)

## ⑫都市計画公園第4・4・6号二子多摩川公園

### ■概要

公園を震災時の広域避難場所である多摩川河川敷と一体的に整備することにより、河川敷における防災機能を補完するとともに、「防災環境」の向上を図る。また、計画地の周辺一帯が住宅地でもあることから、子どもがのびのびと安全に遊べる場、高齢者の憩いの場や区民の健康づくりの場、地域イベントが開催できる交流の場などを配置することで「子育て支援」、「生涯現役社会」や「地域の活性化」などにも寄与できる公園づくりを目指すものである。

### ■これまでの流れ

2008年（平成20年）：事業認可

2011年（平成23年）：工事着手

2013年（平成25年）：一部区域開園

2015年（平成27年）：全面開園

出典：世田谷区HP (<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/012/015/001/001/d00021384.html>)  
(<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/012/015/001/001/d00029660.html>)

## ⑬都市計画公園第7・4・6号等々力渓谷公園

### ■概要

世田谷区等々力一丁目、中町一丁目に0.21haの新規事業化区域を計画している。

### ■これまでの流れ

2020年（令和2年）時点：「都市計画公園・緑地の整備方針」の1つとして選定

出典：東京都都市整備局HP

([https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/seisaku/kaitei\\_koen\\_ryokuti/kaitei\\_2020\\_02.html](https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/seisaku/kaitei_koen_ryokuti/kaitei_2020_02.html))

## ⑭殿町国際戦略拠点「キングスカイフロント」

### ■概要

川崎市殿町地区（羽田空港の南西、多摩川の対岸）に位置し、自動車工場の跡地を整備活用し、健康・医療分野における世界最先端の研究開発エリアの整備である。

### ■これまでの流れ

2011年（平成23年）：殿町3丁目地区を「キングスカイフロント」と命名

2011年（平成23年）：国際戦略総合特区に指定

2012年（平成24年）：特定都市再生緊急整備地域に指定

2014年（平成26年）：国家戦略特区に指定

出典：川崎市HP (<https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/57-1-13-4-1-0-0-0-0-0.html>)

## ⑯等々力緑地再編整備事業

### ■概要

防災に資する総合公園として再編整備を進めることで、より一層の都市機能の強化を図るなど、魅力を高めるまちづくりにつなげることが求められるなか、平成23年緑地全体の再整備の方向と共に、主要施設の整備の方向などを取りまとめた「等々力緑地再編整備実施計画」を策定した。緑地を取り巻く状況が大きく変化してきたことから、令和2年2月に「等々力緑地再編整備事業の推進に向けた今後の取組方針」を策定し、今後は「等々力緑地再編整備実施計画」の改定や、自然災害リスクの高まりを踏まえた防災・減災の視点に基づく緑地の役割の再検討、民間活力の導入範囲と手法について検討を進め、安全・安心で魅力あふれる公園や効率的・効果的な施設運営等実現に向けて、さらなる取組を進めていくものである。

### ■これまでの流れ

2011年（平成23年）：「等々力緑地再編整備実施計画」を策定

2020年（令和2年）2月：「等々力緑地再編整備事業の推進に向けた今後の取組方針」を策定

出典：川崎市HP (<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/26-8-5-2-0-0-0-0-0.html>)

## 6.2.2 沿線地域のまちづくり活動（NPO 等）の整理

世田谷区、大田区、川崎市に存在する NPO 法人について整理を行う。

### (1) NPO 法人の抽出方法

世田谷区、大田区、川崎市にはそれぞれ数百の NPO 法人が存在するが、外環沿線並びにインフラの一体整備に関連すると想定される団体を対象に抽出を行った。抽出条件は以降に記す。

#### ■条件 1

- ・「内閣府 NPO ホームページ」より、各自治体に存在する団体

出典： <https://www.npo-homepage.go.jp/>

#### ■条件 2

- ・全 20 項目の活動分野より、まちづくり・環境等の分野に属する団体

※太字が対象の活動分野

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動**
- ④ 観光の振興を図る活動**
- ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑦ 環境の保全を図る活動**
- ⑧ 災害救援活動**
- ⑨ 地域安全活動
- ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑪ 國際協力の活動
- ⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑬ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑭ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑮ 科学技術の振興を図る活動
- ⑯ 経済活動の活性化を図る活動
- ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑱ 消費者の保護を図る活動
- ⑲ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- ⑳ 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例に定める活動

※太字が対象の活動分野

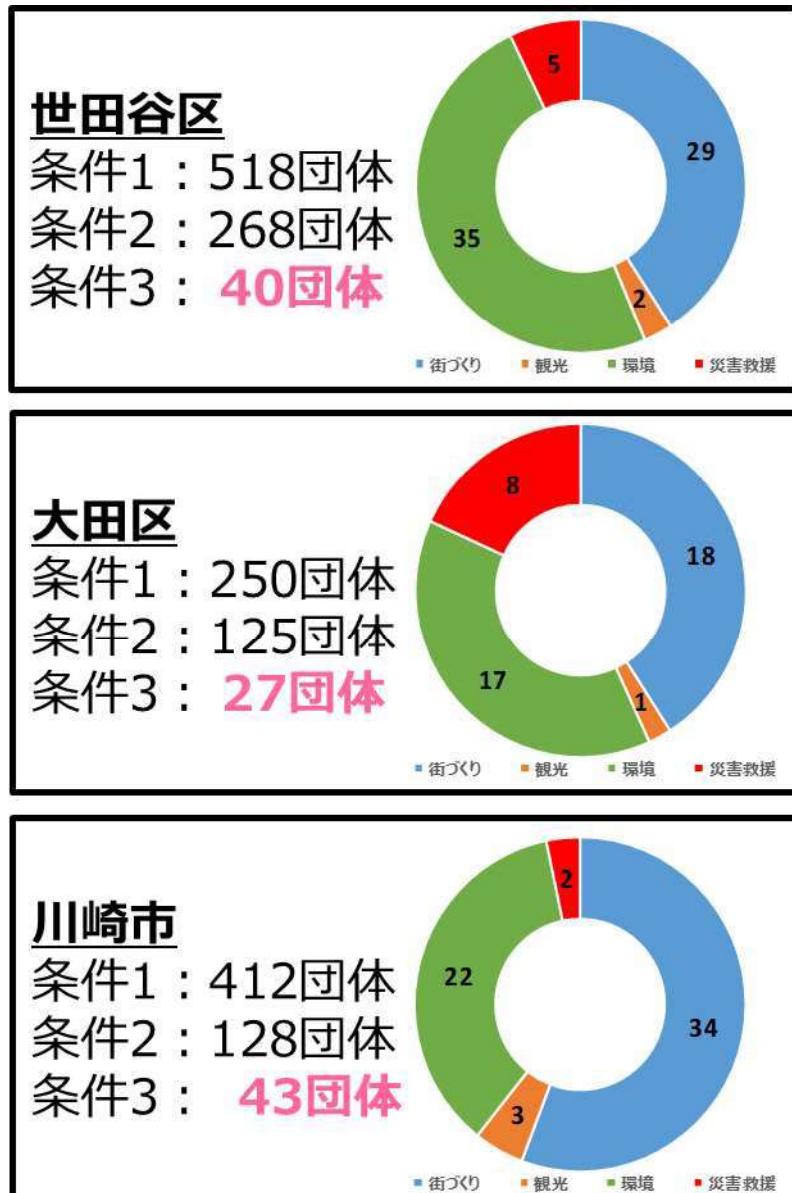
#### ■条件 3

- ・条件 1,2 を満たした各法人について、それぞれ内閣府 NPO ホームページに記載の事業内容を確認し活動の対象を限定・特定している団体を対象から削除

ex) 「③まちづくりの推進を図る活動」に属するが、対象を障害者や老人など限定期的に記載等

## (2) 抽出結果

世田谷区、大田区、川崎市それぞれのNPO法人の抽出結果を整理する。世田谷区は環境に関する団体が約半数を占め、続いてまちづくりに関する団体が占める割合が高い。大田区も同様に環境、まちづくりの順で占める割合が高い。一方川崎市についてはまちづくり、環境の順で占める割合が高い。いずれの市区も環境並びにまちづくりに関する市民活動が比較的多い。



※複数項目の活動を行う団体が存在するため、団体数と活動内容の内訳に差がある

図 6-2 世田谷区、大田区、川崎市におけるNPO法人数の抽出結果

## (3) 抽出結果一覧

## 1) 世田谷区

表 6-4 世田谷区の NPO 法人(1/2)

3. まちづくりの推進	4. 観光の振興	7. 環境の保全	8. 災害救援	団体名	事業内容
○		○		せたがや街並保存再生の会	この法人は、世田谷区民に対して、街並み、建築物並びに構築物、自然物等を保存・再生・活用し、住みよい環境づくりを支援する事業を行い、広く社会一般の利益に寄与することを目的とする。
○		○		芦花公園花の丘友の会	この法人は、芦花公園花の丘を四季に花木や草花が咲く丘とし、地域の総合的な発展のシンボルとなるよう地域文化の向上と青少年の健全なる育成に寄与することを、目的とする。
○				玉川まちづくりハウス	本法人は、主として玉川地域を対象とし、くらしや、すまい及び身近な環境の改善や保全に取り組む地域住民の活動を支援するために、これらに関する調査研究及び事業を行い、もって、新しい公共の概念を確立し、活き活きとした近隣関係を育てるとともに地域にふさわしい豊かな住環境を創造することにより社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。
○				世田谷まちづくり市民評議会	本法人は、地域環境における防災、社会教育、および住環境の保全や改善に取り組む市民を支援するために、これらに関する事業を行い、まちづくり活動団体および行政組織や企業と新たなパートナーシップを築くことを通じて、市民主体による開かれた公共社会を実現し、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。
○		○		せたがやオルタナティブハウジングサポート	この法人は、住み手が主体となって行う住まいづくりや地域の拠点となる協同スペースの創出に向けた活動を、専門家の立場から支援することによって「共に支え合いながら地域に住み続けられるまちづくり」を実現することを目的とする。
○		○		えこひろば	この法人は、世田谷区内に生活の基盤を置く全ての市民に対して、資源消費型から資源やエネルギーを大切にする生活習慣に転換していくために、環境やごみ減量、リサイクル等の啓発活動に関する事業を行い、地域の環境保全と市民の環境意識の向上に寄与することを目的とする。
			○	災害人道医療支援会	近年、地震、洪水等の自然災害やテロ等の人為災害の増大により、一般市民の生命、健康、財産、生活権が脅かされている。被災者への救助、救命、援助は充分とは言えず、特に災害医療支援体制の構築は緊急の課題となっている。我々は、国内外の経験と知識の豊富な専門家集団を作り、あらゆる種類の被災者および日本人、外国人を問わず、すべての災害被災者に人道的医療援助活動を行い、広く公益に寄与することを目的として活動する。
○		○		エコメッセ	本会は、生活の現場である「地域」から自然環境保全に対する様々な取組をおこない、自然との共生を最優先した「まちづくり」をおこなうことを目的とする。
○		○		きれいなまち	この法人は、世田谷区を中心とした東京都全域及び日本国内各自治体に対して、市民の立場から循環型社会の創出をめざしてこれを提唱し、持続可能な夢あるまちづくり、地球にやさしい環境づくり、地域社会の環境アメニティーの整備等の事業を行ない、もって社会福祉の増進及び健全で、良好な環境の創出に寄与することを目的とする。
		○		地球の緑を守る会	深刻化しつつある環境汚染から地球環境を守るために、植樹・植林事業等により豊かな緑を取り戻し、以って地球環境の保護、再生に寄与することを目的とする。
○		○		日本のふる里体験村	この法人は、広く一般市民を対象に、日本のふる里の原風景の中で自然や農作業を体験する事業、日本のふる里の原風景の保存に関する事業、及び自然環境保護に関する普及・啓発事業を行うことによって、市民の精神の健全育成を図り、人間と自然が共生できる豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。
		○		プレーバークせたがや	この法人は、フープパークや、その他の子どもお遊び場・居場所の運営や関連するさまざまな普及事業を通じて、世田谷のプレーバークで培った「自分の責任で自由に遊ぶ」という理念を社会により広く伝え、子どもがいきいきできる社会の実現に貢献していくことを目的とする。
○		○		エコロジカル・フットプリント・ジャパン	この法人は、広く一般市民に対して、人間が自然環境に及ぼす影響を測る指標として、国際的に活用されている「エコロジカル・フットプリント」のわが国における普及・活用をめざす。この指標を用いて、人間のさまざまな営みである消費活動、企業活動、モノづくり、環境保全活動などを測定する。また、測定された指標に基づく企画・提言やコンサルティング事業、情報やサービスの提供などを行い、環境や経済が調和した持続可能な社会づくりに貢献することを目的とする。
○		○	○	世田谷桜丘まちづくり	この法人は、広く一般市民を対象として、農地や屋敷林等の保全事業、商店街の活性化を促進するための調査研究および支援事業、子供たちの健全育成のための生活環境の整備や地域施設の運営に関する研究と支援事業、リタイアした人や子育て主婦の職業能力の開発や雇用機会の拡充を支援する事業、災害時の救援活動事業を行い、住民に身近な自然環境、生活環境の保全・拡充を図ることで、若い世代から高齢者までが自然と共生しながら、安全で快適に住み続けられる社会の実現に寄与することを目的とする。
			○	日本森林管理協議会	この法人は、広く国民を対象に、環境保全の観点からみて適切で社会的な利益にかない経済的にも継続可能な森林の管理経営を推進する森林認証制度の普及とともに、さらにこのよな適切な管理経営がなされている森林からの木材・木材製品の市場での流通・調達を推進することにより、環境にやさしい社会づくりに寄与することを目的とする。
○		○		地球再生機構	この法人は、広く一般市民を対象に、「化学物質に依存しない新しい技法」および、地球上にやさしい「新エネルギー」で環境再生を図る。食品の残渣農薬ゼロを目指したLOHASな自治体づくりを推進し農村および地域を活性化する。野菜などの「ブランド」づくりを支援し、個性ある「まちづくり」を行。「ブランド」鑑定、「LOHASな自治体」の鑑定及び顕彰を行い、自然を大切にする活動を、一般市民と協働する。また、障害者施設支援。そして、日本のみならずアジア諸国および世界との「共生」を図り、次の世代に素敵な環境を贈る活動を率先垂範することを目的とする。
○		○		Educational Future Center	この法人は、教育に関わる市民の自発的な社会活動を支援・促進し、Well-being(より良い)社会を形成することに寄与することを目的とする。
		○		A B C	この法人は、海・水辺を中心とした自然の遊び場の中で、さまざまな体験・機会を広く国民に提供し、水辺活動の普及・推進・安全教育を図ると共に次世代の子どもたちに「命の大切さ」や「人や自然に対する思いやり」を伝承していくことによって、自然との協調性・責任感を育み、以って水辺の環境保全と地球規模の人の交流を推進することを目的とする。
○		○		共存の森ネットワーク	この法人は、森と共に生きてきた生活者の伝統的な知恵や技の集積の中に持続可能な社会の基本があることを据え、広く一般市民及び青少年に対して、人の暮らしと自然をテーマとした学習・教育・調査研究に関する事業、森づくり・地域づくりに関する事業、本法人の目的に賛同するあらゆる個人、団体、行政とのネットワークを構築する事業等を行うことにより、人と自然・人ととの「共存」を基本とした社会づくり及び新たな価値観の創造に寄与することを目的とする。
○				まちづくりデザインサポート	この法人は、広く一般市民を対象として、まちづくりデザインに関する調査・研究・開発および支援、ビジョン作成・政策提言・情報発信・社会普及・人材育成・国際交流を行い、まちの将来像を描き、その将来像を実現するシナリオをつくり、合意形成を図るまちづくりデザイン活動を支援していくことで、それぞの地域特性を尊重した持続可能な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

出典：内閣府 NPO ホームページを基に作成  
※6・13 ページの条件 1、2、3 を満たした団体

表 6-5 世田谷区のNPO法人(2/2)

3. まちづくりの推進	4. 観光の振興	7. 環境の保全	8. 災害救援	団体名	事業内容
		○		Nature Center Ris en	この法人は、広く一般市民を対象として、主に教育現場や地域などにおける自然体験や自然科学を中心とした実践的な環境教育を通じ、それでの自由な感性の発露と科学的思考の深化を導く教育と研究を基本とし、自然との共生・持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。
○		○		土とみどりを守る会	この法人は、広く一般市民に対して、地域の緑と良好な街並みの保全及び創出と文化的交流を目的とした事業を行い、安全で豊かな地域環境づくりと地域環境の保全に寄与することを目的とする。
		○		木未来	この法人は、木材の素材、製品、利用技術に関する正確な情報の普及と蓄積された木材技術の伝承及び新技術開発の促進に関する事業を行うことにより、木材の多様な利用、木材住宅の高性能化、高耐久化及び森林の健全化に寄与することを目的とする。
○				野沢3丁目遊び場づくりの会	この法人は、子育て中の親と子どもたち、多世代に亘る市民を対象に、「地域のみんなで子育て」をする環境づくりと、「子どもが生き生きと遊べる場」の運営を主旨として、地域住民と当事者である親が主体となって行うことによって、子どもたちの健やかな成長と良質な子育ての環境づくり、地域コミュニティの発展に寄与することを目的とする。
○		○	○	世田谷のみどりと防災を考える会	この法人は、環境と共生する都市とりわけみどりの世田谷を実現するための施策を考究し、併せていつ起きても不思議ではない地震その他の災害について、防災機能を有する都市の構築を提唱し、また発生時の対策をあらかじめ定め、災害復旧に寄与することを目的とする。
		○		日本森林保健学会	この法人は、一般国民が地域の森林環境を活用した保健活動を行うための学術研究を行い、その成果を広く社会に還元することにより、公益の増進に寄与することを目的とする。
○		○		玉川にエコタウンをつくる会	この法人は、二子玉川をなく愛する人々に対して、環境に関する事業を行い、玉川およびその周辺地域の環境保全に寄与することを目的とする。
○		○		ぐりーん・さいと	この法人は、この法人は、一般市民生涯現役・心身健康である為に植物の緑（グリーン）と触れ合う拠点（サイト）を中心としたネットワークを構築し、園芸活動からもたらされる様々な効用を活用した情報・学習・交流・実践の場を提供する。また、地域で暮らす高齢者等の自立・尊厳を支える為、居宅介護や通所介護の福祉サービス事業も同時に実施し、それらの活動を通じて、風通しの良い地域コミュニティを育て、幅広い世代が、住み慣れた地域で元気に生きがいを持って暮らしていけるよう、貢献することを目的とする。
○		○		日本トピアリー協会	この法人は、広く一般市民を対象として、トピアリー（植物を人工的・立体的にかたち作る造形物）の情報収集、情報発信、人材育成、イベントの開催、講演会や見学会の開催による環境教育、自然保護の普及啓発に関する事業を通じて、地域の生活環境と自然環境の改善、維持管理に努める上で、人と自然の調和の取れた環境社会づくりに寄与することを目的とする。
○		○		ナチュラルリングトラスト	この法人は、広く一般市民を対象に、ナショナルトラストの理念を基に、地域に息づく自然環境や歴史的文化環境を市民と行政並びに企業等が交流・協働して守り育むとともに、地域のコミュニティの再生や、多様な生物と共生する持続可能な地域社会の構築と環境保全の実現に寄与することを目的とする。
		○		N P O 法人サンエナジー	この法人は、広く一般市民を対象とし、安心安全な自然エネルギーを普及させるため、衰退する日本の農業を活性化させ共存を図り、耕作放棄地、遊休地、法地などを利用しながら太陽光発電を設置して、国民に安全なエネルギーを提供して社会に貢献することを目的とする。
○	○	○		グリーンライン下北沢	この法人は、下北沢地区（東京都世田谷区）及び小田急線北部（世田谷代田～東北沢駅周辺）のエリアを対象とし、市民・来街者、専門家、行政・企業、商店街等と連携して、小田急上部（グリーンライン）利用の空間デザインの提案、公共空間の活用・運営を見据えたアイデアやプロジェクトの検討・実践、グリーンラインの使い手や使い手間のネットワークの構築などを目指す。これを通じて、①誰にも親しまれるグリーンラインの魅力ある空間デザインの実現、②賑わいや活動感溢れるソフト事業やユニティおよび文化活動の実現、③持続可能な運営体制の実現を目的とする。
○		○	○	世田谷みんなのエネルギー	省エネルギー・再生可能エネルギーの技術の調査・研究を行い、広く一般市民を対象として、勉強会・セミナー・ワークショップ・視察イベント等の開催を通じて適切なエネルギー利用策を普及啓発し、また中小規模発電事業の創出支援等の事業を通じて、都市住宅地におけるエネルギーの効率的利用を促進し、より質の高い持続可能な暮らしとまちづくりに寄与する。
○		○		砧・多摩川あそび村	この法人は、地域の人々と協働して、多摩川など地域の自然や人材を生かした子どもの遊び場・居場所の提供と運営、自然体験活動、人材の育成、子育て支援などの事業を行い、子どもたちが主体となって育つ喜びを享受できる社会の実現に寄与することを目的とする。
		○		S c i e n c e a n d A r t	この法人は、広く一般市民を対象として、自然科学教育に関する事業を行い、自然科学の理解を深め、自然科学について考える社会の実現、ひいては災害の防止や環境の保全に寄与することを目的とする。
		○		東京里山開拓団	この活動組織は、児童養護施設で生活する子どもたちをはじめ支援を必要とする人々とともに、荒れた山林の開拓および自然の恵みを活用することを通じて、社会福祉と環境保全に貢献することを目的とする。
○		○		せたがや水辺デザインネットワーク	この法人は、広く一般市民を対象として、世田谷の多摩川・国分寺崖線周辺の豊かな自然環境を知るため、体験活動や観察会などの環境教育、緑地の管理や整備、調査・研究、自然を題材としたワークショップやイベントを開催する事業を「産官学民子」の連携によって行う。これにより、人と自然の調和の中で一人一人がお互いを尊重しあって暮らす豊かな社会づくりに寄与することを目的とする。
○		○	○	ひまわり	この法人は、広く一般市民や企業等を対象にして、空き地や空地の調査をし、其の所有者に有効な活用を促す。地域の活性化や環境の整備の事業等に寄与することを目的とする。
○	○	○		スワックトーキョー	この法人は、地球平和を目的とし、広く一般市民を対象に、良好な生活環境の維持、啓発に関する事業を行い、美しい地球環境の保全に努める。同時に、地域住民間の交流を創出することで、住民と自然の調和がとれた美しい環境社会づくりに寄与することを目的とする。
○		○		国際ふるさとの森づくり協会	この法人は、植生生態学、植物社会学の科学的知見に基づき、その土地の潜在自然生態を構成する種を多く選定し、これらのポット苗を密植・混植する、自然の森のシステムに従った植生生態学的方法、「あるさとの木によるふるさとの森づくり」によって森林再生を進めることで、地球環境、自然環境、生活環境を改善し、人間を含む多様な生物がこれからも継続的に生存発展できる自然豊かな社会の実現に貢献することを目的とする。

出典：内閣府NPOホームページを基に作成  
※6-13ページの条件1、2、3を満たした団体

## 2) 大田区

表 6-6 大田区の NPO 法人(1/2)

3. まちづくりの推進	4. 観光の振興	7. 環境の保全	8. 災害救援	団体名	事業内容
○				大田まちづくり芸術支援協会	本会は、地域の人々の自主的な文化芸術活動の支援・促進やまちの魅力を演出する事業を行い、うるおいと魅力ある街づくりに寄与することを目的とする。
○		○		都市住宅と文化施設の街づくり研究所	この法人は、広く一般市民を対象に耐震、耐火等安全性の調査研究や講習会を行い、福祉、介護と高齢化に伴う住宅事業や商業施設、文化施設そしてそこ生活するライフスタイルの提案を通して、都市としての再整備、再構築を図ることで健康的、文化的、安全に過ごせる街づくりの実現に寄与することを目的とする。
		○		東京城南環境カウンセラー協議会	この法人は広く事業者、一般市民及び自治体に対し、地球環境と経済発展との調和を基本として、首都圏内の事業者や、市民が直面する、都市型環境問題の調査研究、提言に関する事業、事業者や自治体を対象に、環境管理手法に関する指導会、講習会等の環境保全支援事業、地域の市民や学校に対し自然保護、並びに環境保全活動に関する教育事業を行い、首都圏の環境保全体制確立を支援し、地域社会への貢献、及び日本の持続的発展が可能な社会の実現に寄与することを目的とする。
○		○		大田・花とみどりのまちづくり	この法人は、地域社会に対し、花壇の植栽・樹木の植樹・剪定等のボランティア活動を通じ、緑の保護・緑化の推進及び緑の普及啓発を行い、もって豊かさと潤いのあるまちづくりに寄与することを目的とする。
		○		ジェントルアース	この法人は、広く一般市民の方々に対し、豊かな自然環境の中で開催する環境イベント（音楽活動を主体とした一般市民参加型イベント）実施の支援事業や、それに参加する機会の提供事業及び、自然環境の大切さ、また、それについて考える心の重要性を広く人々に啓発する事業を行うことにより、自然環境の保全、子供たちの健全なる育成に寄与することを目的とする。
○				路面電車と大森の未来を考える会	この法人は、一般住民に対して、大田区周辺の臨海部における公共交通の研究に関する事業や、地域整備に係る提言事業、啓発、啓蒙事業などを実行し、この地域市民の交流の場としての整備を図ることにより地域コミュニティおよびまちづくりの推進に寄与することを目的とする。
		○		日本自動車鑑定協会	この法人は、中立的立場からの自動車の性能、利便性等の評価を行い国内、国外の自動車製造業、販売業、及び購入者、利用者等全ての者に対して直接的、間接的に助言、提言を行う。又、自動車に関する交通、安全、環境保全等の問題に関して製造業者、販売業者、購入者、利用者及び他の関係機関と連携し、共同研究、共同活動を行い成果を上げる。よって交通事故撲滅を目指し、安全な市民生活向上に貢献することを目的とする。
○			○	馬込子まもり会	この法人は、広く一般市民を対象として、児童・青少年の健全育成、地域社会の町づくり、スポーツ大会、講習会、講演会、パネルディスカッション、カルチャースクール、地域の活性化に向けてのイベント、防犯、防災に関する事業の充実を図ることにより、人間育成、住みよい町づくりの増進に寄与することを目的とする。
		○	○	東京救難所	この法人は、広く一般市民の人々に対して、海難事故及び災害発生における救助救援活動を行うと共に、青少年に海難救助、災害救援のやり方を実際の訓練を通して行う人材育成活動や、子供たちの夏休みなどを利用し、海に触れ、その楽しさ、怖さ、美しい環境を守る大切さを学んで貢う健全育成活動、又、流木、ごみ、不純物の除去などを実行する環境保全活動を行い、広く多くの人々の暮らしに係る安全と環境保全等に資することを目的とする。
○		○		大森コラボレーション	この法人は、大田区民を中心とした市民区民活動団体を対象に、私たちのまちを誰もが豊かに暮らし続けたいと思うまちにすることを目指し、連携と協働の理念を広げ、区民の自主的なまちづくり活動を推進し支援する事業を行い、市民自治社会の発展に寄与することを目的とする。
○	○	○	○	大森まちづくりカフェ	この法人は、大森を中心とした地域において、地域のさまざまな「魅力」を、保全、発見、創造し、それらの情報の発信、交流・学習の場の創造・活動・事業の支援などを通じて、地域のよりよい生活文化、生活空間の創造と、地域の活性化に寄与することを目的とする。
○		○		Green Works	この法人は、広く一般市民を対象とし、主に都市部における地域の緑化活動が円滑に行われるため必要な人材を育成する事業、地域緑化に関する助言を行う事業、地域の緑化環境を整備する事業を行うことで、みどり豊かな地域社会づくりを推進し、人々の心つなぎや生きがいの創出に寄与することを目的とする。
○			○	タウンマネージメント大森	この法人は、一般住民に対して、大田区周辺のまちづくり事業や、地域整備に係る提言事業、文化芸術、スポーツの振興、子どもの健全育成、経済活動の活性化のための啓発、啓蒙事業などを実行し、この地域市民の交流の場としての整備を図ることにより地域コミュニティおよびまちづくりの推進に寄与することを目的とする。
○		○	○	おおた市民活動推進機構	この法人は、市民が自治する社会を実現することを理念に、市民活動団体が連携と協力をしあい、市民活動を発展促進していくことに関わる事業、および市民・市民活動団体・企業や自治体との協働によってまちの活性化を図る事業を行ない、だれもがいきいきと自分らしく生活することができるまちづくりに寄与することを目的とする。
			○	日本モーターサイクルレスキューレンジャー	この法人は、災害によって交通機関等の麻痺状態により閉ざされた被災者に対して、オフロードバイクを使って、医療品、食料品、飲料水、通信機器、電源（発電機）などいち早く救助物資を届け、災害状況の把握に関する災害救助事業を行い、地域の安全活動及び国際協力の活動に寄与することを目的とする。
			○	救急灾害研修機構	この法人は、災害時および緊急時に医療活動を実施する医療従事者や医療機関、または災害時および緊急時に医療支援活動や地域安全活動を実施する市民・団体に対して、災害時および緊急時対応の医療教育研修や危機管理研修を実施指導することで災害時や緊急時の人的・物的被害の低減に寄与しもって地域の安全を図ることを目的とする。
○		○		Blue Life	この法人は、海辺との関わりを通じて環境の保全・改善、再生の推進に関する事業の実施に伴い、セミナー・広報活動を行い環境保全・環境教育・その他地域の振興や地球環境に寄与することを目的とする。
○				大田ウェルネスクラブ	この法人は、総合型地域スポーツクラブとして、幼児から中高年、障害者などすべての人々に対して、運動の機会の提供に関する事業を行い、地域住民の健康増進、生活の質の向上に寄与することを目的とする。
		○		地球環境フォーラム	この法人は、広く一般市民に対して、環境保護及び科学技術に関する研究、普及啓発等に関する事業を行い、地球環境の保全及び科学技術の振興・発展に寄与することを目的とする。
○				N P O クリエイティブクラブ	この法人は、広く一般市民を対象とし、学童保育、保育園の運営、子育て支援や教育、スポーツなどの地域コミュニティの運営に関する事業を行い、一般市民に寄与することを目的とする。

出典：内閣府 NPO ホームページを基に作成  
※6-13 ページの条件 1、2、3 を満たした団体

表 6-7 大田区の NPO 法人(2/2)

3. まちづくりの推進	4. 観光の振興	7. 環境の保全	8. 災害救援	団体名	事業内容
○		○		羽田ボランティア推進の会	多摩川羽田地区河川敷、河川水を綺麗にし、自然環境保全地域指定を目的する。又東京国際空港記念建造物、羽田平和の大鳥居、鈴木新田跡、史跡等の周辺の美化・清掃活動及び当地の歴史と文化を後世に伝えることを目的とする。 2. 夜間の防犯防災、町の美化強化パトロールを実施し、子供達やお年寄りの方々等を凶悪犯罪から守り、清潔で美しい犯罪のない、安心安全な明るい町の愛する町、羽田を守る。自らの町は自ら守る。(法人内の羽田自警団)といふ。
○		○		日本伝統・文化教育協会	この法人は、広く一般市民及び子どもたちを対象として、日本の伝統・文化に関する理解を体験的に学ぶプログラムを提供し、自国の文化理解を育み、伝統・文化の継承活動、文化交流を基盤とした国際社会へ貢献出来る継承者の育成を目的とする。
		○		都会で炭焼きプロジェクト	この法人は、大田区民を対象に、地域の貴重な共有資産である都市緑地を上手に使ってもらうことを通して都会の中にも自然が息づいていることを伝えるとともに、区民の主体的な活動によって緑地が育む緑の資産を活用した自然の循環サイクルをつくりだすことを目的とする。
○				ぐるみな	この法人は、広く一般市民を対象に、地域に暮らす子ども、成人、障がい者、高齢者らが、障がいの有無や年齢、性差などによって分け隔てられることなく、お互いが人格と個性を尊重し、支え合いながら共生する地域社会を実現することを目指し、家族ぐるみで、地域ぐるみで住み慣れた地域で暮らししていくための支え合の力を育み、ほんの少しのお手伝いを地域で広め大きくしていくこと、大きくしていく力を地域の連携によって未来のまちづくりにつなげていくこと、ひいては地域を、地域のみんなで包みこむことにより地域の活性化に取り組み、地域社会に寄与することを目的とする。
○			○	こひぶれんど	この法人は、広く一般市民を対象とし、誰もが豊かな日常を営むことができるための地域福祉活動及び啓発事業等を行い、社会に貢献することを目的とする。
		○		世界環境改善連合	世界的な緊急課題である地球温暖化防止を、国内では、社会教育、子どもの健全育成も通じ、個人レベルでの意識向上を図ると共に、世界的な広がりを図り、世界世論の醸成も図り、この問題解決のスピードアップに寄与することを主たる目的とし、これらの活動を、極力、健全な高齢者層の活躍の場として行うことにより、この層に生き甲斐と雇用の場を生み出し、長寿化社会において、福祉の向上と社会の活性化に寄与することを併せ目的とする。
○		○		国際環境協力機構	本法人は、地球規模の環境破壊の現状を踏まえ、環境悪化に伴う食生活の変化・食育の重要性・万物が共生できる豊かな自然環境の創出など、環境と食育に関心ある人々に対して環境保全や食の安全性の確保に関する教育事業を行い、人間本来の心の豊かさと健康的な生活と共に享受できる世の中を実現することを目的とする。また国内外において子供の健全な成長と高齢者の健康維持増進に関する啓発事業を行い、自然との調和を図りつつ持続性の高い生産性を有する農業を推進・普及させながら、健全な食糧を安定的に確保する社会の実現に寄与することを目的とする。

出典：内閣府 NPO ホームページを基に作成  
※6・13 ページの条件 1、2、3 を満たした団体

## 3) 川崎市

表 6-8 川崎市の NPO 法人(1/2)

3. まちづくりの推進	4. 観光の振興	7. 環境の保全	8. 災害救援	団体名	事業内容
○				特定非営利活動法人 ぐらすかわさき	この法人は、誰もが暮らしやすい地域社会をつくるために、地域の人々が日々の暮らしの中で気がついた問題を持ち寄り、語り合い、経験や情報を共有する場をつくることを目的とする。また市民が有用な情報を入手し、読み解く力をつけて、自らが問題解決の手法を獲得し、主体的に問題を解決していくことをめざし、その活動を応援する。
○				特定非営利活動法人 キーパーソン21	この法人は、主として小中学生から大学生世代に対して、様々な社会人との交流の場を作り、自分の将来について考えるきっかけを持たせ、視野を広げ、社会への旅立ちの自覚と自立心の醸成を促し、健全な育成に寄与することを目的とする。 あわせて、シニア世代までのすべての世代が、わくわくしながら主体的に社会参加することを支援し、一人ひとりを最大限に活躍する社会を創造することを目的とする。
		○		特定非営利活動法人 WE 21 ジャパン・たかつ	この法人は、地域における環境保全の推進を図るとともに、アジア各地域の人々の生活向上と自立に寄与すること及び地域住民の環境・人権・平和・協力等に関する国際的な意識の自覚を図ることを目的とする。この目的のため、川崎市高津区を中心に、資源のリユース・リサイクルを推進するとともに、アジア等における環境破壊・抑圧・性差別・戦禍・飢餓・貧困・災害等により生存生活の困難にさらされている人々に対して、生活及び自主的活動に関する物的・技術的支援と助成を進めいく。
○		○		特定非営利活動法人 多摩川工コミュージアム	この法人は、多摩川水系とその流域を含む地域を対象に、市民が生活する地域と環境そのものを生きた総合博物館として創造し、その優れた自然遺産と歴史・文化遺産を保全・継承して、だれもがいこい、楽しく学び、活動できる環境づくりに寄与することを目的とする。
		○		特定非営利活動法人 かわさき自然と共生の会	この法人は、一般市民に対して、自然との共生の運動に関する事業を行い、緑地保全等に寄与することを目的とする。
○		○		特定非営利活動法人 かわさき自然調査団	当法人は、川崎市域の自然環境に関する継続的な調査研究を推進し、市民、行政、団体等に対して、自然環境に係る啓発、社会教育普及活動、生態学的見地からの助言又は支援、協力活動、或いは、環境保全及びまちづくり等に対する提案及び提言活動などの事業を行い、これからの大都市圏において人間が暮らし居続けるために必要な環境保全を推進し、もって、公共の利益の増進に寄与することを目的とする。
		○		特定非営利活動法人 WE 21 ジャパンみやまえ	この法人は、地域における環境保全の推進を図るとともに、アジア各地域の人々の生活向上と自立に寄与すること及び地域住民の環境・人権・平和・協力等に関する国際的な意識の自覚を図ることを目的とする。この目的のため、川崎市宮前区を中心に、資源のリユース・リサイクルを推進するとともに、アジア等における環境破壊・抑圧・性差別・戦禍・飢餓・貧困等により生存・生活の困難にさらされている人々に対して、生活及び自主的活動に関する物的・技術的支援と助成を進めいく。
○				特定非営利活動法人 川崎まちづくりネットワーク住まいの相談室	この法人は、地域住民自らの手による、高齢化社会、巨大災害に対応した、住まいづくり、まちづくりを具体的に支援すること、同時に地域、民間、ボランティアのネットワークによる住まいづくり、まちづくりの体制づくりをすめること、並びに地域の中でお互いの助け合いによる生活支援のための事業を支援すること、以上を通じて老いても災害にあっても安心して住みつけられる地域社会の構築を目指すことを目的とする。
○		○		特定非営利活動法人 麻生環境会	この法人は、柿生駅周辺の公共施設の利用者等に対し、麻生環境センターを含めた諸施設を提供するための環境整備事業を行い、スポーツの振興・子どもの健全育成・高齢者福祉・社会教育・まちづくりの推進等に寄与することを目的とする。
○		○		特定非営利活動法人 産業・環境創造リソーセンター	この法人は、産業活性化や環境創造に資する産学官民等の連携の実現に向けた調査研究事業ならびに普及・広報等に関する事業を行い、地域経済の活性化と環境調和型まちづくりに寄与することを目的とする。
○				特定非営利活動法人 かわさき住環境ネットワーク	この法人は、川崎市内を主な活動の場として、建築、医療、福祉、法律等の各専門家が、情報交換や相互支援するネットワークを構築し、快適な住環境の形成に必要な技術の研鑽に努めるとともに、住宅・建築物やまちづくりに関する市民からの相談に積極的に応じ、そのニーズに的確に応える情報提供、支援等を行うことにより、消費者の利益を保護し、高齢者等誰もが安全で安心して暮らせる住環境の形成（住まいづくり・まちづくり）に寄与することを目的とする。
○				特定非営利活動法人 かわさき歴史ガイド協会	この法人は、郷土愛の涵養と地域活性化のために、郷土の歴史・史跡等を掘り起こし、地域内の中小学生、地域住民及び社会一般の人々に対して、郷土史の紹介、史跡等のガイド活動事業、並びに地域の活性化に寄与する提言・企画等に関する事業を行い、もって地域史の継承と地域の活性化及び観光振興に寄与することを目的とする。
○				特定非営利活動法人 芸術村あすなろ	この法人は、一般市民の参加による音楽活動や自然とふれあう機会を提供する各種の交流会を通じて、子ども達の健全育成及び芸術性豊かなまちづくりに貢献することを目的とする。
○				特定非営利活動法人 高津区文化協会	この法人は、川崎市高津区内を中心に文化活動を行っている市民や団体、またはこれから地域文化にかかわろうとしている市民や団体に対して、活動の支援、情報の収集と発信及び地域文化向上と発展に寄与する事業を行い、地域文化の振興とまちづくり活動に寄与することを目的とする。
○		○		特定非営利活動法人 生きいき・すまいまちづくり	この法人は、主に川崎市民に対して、住まい・まちづくりに関わる支援活動事業等を行うことにより、環境・街並みを大切にした潤いのあるまちづくり、地域社会のコミュニティづくりに貢献すること、又、誰もが安心して住みつけられる住まいに関する事業を行うことにより、市民生活の安定と公益の増進に寄与することを目的とする。
○				特定非営利活動法人 C F A インターナショナル	この法人は、一般市民に対して、文化交流に関する事業を行い、芸術活動の振興とまちづくりの推進、そして子どもの健全育成に寄与することを目的とする。
○				特定非営利活動法人 桜川公園愛護会	この法人は、住民の相互扶助の精神に基づき、地域住民に対して、出会いと交流を深めるため、適切な公園の管理運営に関する事業を行い、公園における文化、芸術又はスポーツの振興をはかり、もって、住民の生活と健康と文化の向上に寄与することを目的とする。
○		○		特定非営利活動法人 アクト川崎	この法人は、川崎市内を中心として、主に環境保全・気候変動対策に関する事業を行い、気候変動・地球温暖化防止・持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。
		○		特定非営利活動法人 N P O 日本救難バイク協会	この法人は、国民に対して、災害支援に必要な救急救助及び物資の搬送並びに情報収集・伝達等の事業を行い、もって社会公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。
○				特定非営利活動法人 小杉駅周辺エリアアマネシメント	この法人は、小杉駅周辺地域の住民を対象に、まちづくり等に関する事業を行い、広く公益に寄与することを目的とする。

出典：内閣府 NPO ホームページを基に作成  
※6・13 ページの条件 1、2、3 を満たした団体

表 6-9 川崎市の NPO 法人(2/2)

3. まちづくりの推進	4. 観光の振興	7. 環境の保全	8. 災害救援	団体名	事業内容
○		○		特定非営利活動法人 川崎フューチャー・ネットワーク	この法人は、環境活動又は持続可能なまちづくりに貢献する人材を、発掘したり育成したり活用する事業を行い、川崎に関わる人たちに対して、川崎を誇れるまちとするような、特に環境にやさしく持続可能で暮らしやすいまちづくりに寄与することを目的とする。
		○		特定非営利活動法人 空と森	この法人は、広く国民・企業に対して、森林・環境保全にかかる活動の場の創出・提供を行い、環境貢献及び健康増進が効果的に行える社会の形成に寄与することを目的とする。
○				特定非営利活動法人 しんゆり・芸術のまちづくり	この法人は、地域との連携を図りながら、新百合ヶ丘駅周辺に集積する芸術関係の施設や人材などの地域資源を活かした「まちづくり」を促進することにより、地域活性化・地域ブランドの確立に寄与することを目的とする。
○				特定非営利活動法人 あかい屋根	この法人は、地域市民に対して、こども文化センターを拠点とし、児童の健全育成及び市民活動の活性化を中心としたまちづくりに関する事業を行い、地域市民の文化的創造、住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。
		○		特定非営利活動法人おさかなポストの会	この法人は、一般市民に対して、河川等や水辺の生態系と生物多様性を守る活動に関する事業を行い、一般市民へ自然環境の悪化の現状、河川等や水辺の環境の重要性や環境保全、命の大切さ等について周知・啓発を行うことで、環境問題の改善に寄与することを目的とする。
		○		特定非営利活動法人 環境研究会かわさき	この法人は、日本及び諸外国の人々に対して、川崎市が体験した公害への取り組みの歴史と現在の環境問題について、調査研究、情報発信、環境教育・学習に関する事業を行い、未来のよりよい環境づくりに寄与することを目的とする。
○				特定非営利活動法人まめな人生	この法人は、市民、主に高齢者、障がい者、子育て世代、また就労困難者に対し様々な交流事業及び支援事業を行い、地域コミュニティの活性化を図り、誰もが等しく交流し、参加し、相互に助け合える関係を構築し、生まれて、育って、働いて、生きる、みんなが住み続けたい街づくりと、最後まで充実した人生を送ることができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。
○				特定非営利活動法人 大山街道活性化推進協議会	この法人は、市民に対して、大山街道の活性化を図る活動及び街道の安全や景観に関する改善を図る活動を行うことで、まちづくりの推進を図ると共に地域安全活動に寄与することを目的とする。
		○		特定非営利活動法人 どろき水辺	この法人は、多摩川の持つ豊かな資産（自然・歴史・文化）を活用・創造し、市民・主に子どもに対し、多摩川流域の環境と文化の保全に関する普及・啓発、環境教育などをを行い、子どもの健全な育成を図り、多摩川全域にわたる環境の保全・維持に寄与することを目的とする。
○		○		特定非営利活動法人 多摩川干潟ネットワーク	この法人は、多摩川流域及び東京湾岸の活動団体、研究・教育機関及び行政等と連携・協働し、多摩川流域リバーミュージアム、多摩川エコミュージアム構想、川崎市多摩川IIプランを推進するため、多摩川流域の自然環境保全、地域の歴史文化の伝承、水防及び消防活動の発信と啓発、それらを推進するための施設の管理・運営等を行い、「水と緑と歴史」そして「人」とのネットワークを形成することにより、多摩川を拠点としたまちづくりの推進に寄与することを目的とする。
○				特定非営利活動法人 D T O 8	この法人は、広く地域住民や東急沿線住民に対して、コミュニティスペースの運営や芸術活動の支援、地域・沿線まちづくりに関する事業を行い、まちづくりの推進や学術、文化、芸術の振興に寄与することを目的とする。
○		○		特定非営利活動法人 原発ゼロ市民共同かわさき発電所	この法人は、市民による市民のための市民が共同して創り出す自然エネルギーを普及させるために発電事業を行い、地産地消・小規模分散型のエネルギー社会の実現に寄与することを目的とする。
○		○		特定非営利活動法人 姿勢教育の恵心会	この法人は、心身の姿勢教育・姿勢改善に関する普及啓発事業を行うことで、姿勢改善を図り、正しい心と身体の教育の推進に寄与することを目的とする。 また、地域住民の生活、健康、文化の向上を図るため、公園や施設等の運営管理を行うことで、地域の活性化と地域交流を深めることも目的とする。
○				特定非営利活動法人 ままじねっと	この法人は、広く一般市民、特に子ども達に対して、スポーツの普及、文化振興、地域コミュニティの活性化に関する事業を行い、子ども達の健全育成と地域の活性化を図り、もって各自の個性を尊重する明るく豊かな地域社会の形成に寄与することを目的とする。
○				特定非営利活動法人 あおぞら	この法人は、活動地域の働く母親・父親に対しての子育てを支援とともに、子どもたちの健全な育成を目指し、地域の中で支え合い育て合うための施設運営事業を行い、地域社会の活性化及び住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。
○		○		特定非営利活動法人水・防災機構	この法人は、広く一般市民を対象として、水循環や防災等に関する調査研究を行うとともに、地域や学校での講演会や見学会の開催による防災・環境教育事業、水循環、河川・流域、防災に係る環境と文化の保全に関する普及・啓発事業、及び河川・流域に係る地域活性化を図る事業などを行い、地域の生活環境と自然環境の改善に努めて、人と自然の調和がとれた環境社会づくりに寄与することを目的とする。
○		○		特定非営利活動法人 かわさき市民共同おひさまプロジェクト	この法人は、多様な主体と協働して、地球温暖化対策及び自然エネルギー利用等の普及啓発活動を行い、市民主体の自然エネルギー設備の設置を推進することで、環境の保全を図り、持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。
		○		特定非営利活動法人 日中新世紀協会	本会は活動地域をアジア諸国と、主に日本国と中華人民共和国の青年を中心とした教育、文化、スポーツ、環境保護、経済などの分野での交流促進活動や国際交流の啓蒙活動を行う。これらを通じて相互理解と信頼を深め、我が国とアジア諸国の発展、連帯を築き、公益の増進に寄与することを目的とする。
○	○			N P O 法人 幸区盛り上げ隊	この法人は、主に幸区の子育て世代を中心に、子育て支援やセミナー・イベント等の開催、また、幸区の歴史や伝説を収集し、区内外にその魅力を積極的に発信する等楽しく暮らせる街づくりに関する事業を行い、幸区への愛着を育むことで、幸区ブランドの価値向上に寄与することを目的とする。
○				特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブ ゆいゆい	この法人は、市民に対して、保育サービスに関する事業を行い、健全な子どもの育成、子育て支援、親支援を行い、大人も子どもも暮らしやすいまちづくりに寄与することを目的とする。
○	○		○	N P O 法人チーム・ユニコン	この法人は、現在およそ未来の世代に対して、大規模災害発生に備えた体制・対策づくり、大規模災害発生の際の災害救援、およびその後の被災地の復興支援に関する事業を行い、持続可能な社会づくりに寄与することを目的とする。
○	○	○		特定非営利活動法人 岡上アクリ・リゾート	この法人は、川崎市麻生区岡上地区の住民及び周辺地域住民並びに岡上地区を訪問するもの全てに対して、岡上地区の農業資源を活用した観光、農業体験、環境学習、社会教育、健康増進等の機会の提供に関する事業を行い、農業を軸とした地域活性化を目指す同時に、事業参加者の農業や地域資源に対する理解の醸成と文化的・健康的な生活の向上に寄与することを目的とする。
○		○		特定非営利活動法人 鹿島田・新川崎まちづくりの会	この法人は、鹿島田駅および新川崎駅を中心とした生活圏において、住民自らの手によって地域の生活課題をとりだし、あるものは住民の力で、あるものは行政や他の機関の協力を得て解決の方策を見いだす等の事業を行うことにより、誰もが安全で安心して住み続けられる、人間の顔をしたまちづくりに寄与することを目的とする。

出典：内閣府 NPO ホームページを基に作成  
※6・13 ページの条件 1、2、3 を満たした団体

### 6.3 道路事業と連携したインフラの整備効果の整理

6.1で整理した6つのインフラの組み合わせに対し、6.2で整理した沿線地域で進行する事業と沿線住民のニーズに外環沿線の特徴という視点を加えた計3つの視点から、東京南西部地域における道路事業とのインフラ整備の組合せを整理した。

#### 6.3.1 東京南西部地域におけるインフラ整備の現状・代表案の整理

6つのインフラの組み合わせに対してそれぞれ整理を行った。

行政視点として、6.1.2を基に東京南西部地域で計画・進行している事業を参考に整理を行った。また、地域住民視点として、6.2.2を基にNPO法人の活動内容を基に整理を行った。加えて、外環沿線の特徴という視点で、第5回計画検討協議会を基に整理を行った。

整理結果を表6-10に記す。上記の3つの視点で整理を行った結果、「道路×堤防」、「道路×放水路」、「道路×街づくり・再開発」の3つの組み合わせを代表案として、以降で整備効果の整理を行う。

表 6-10 東京南西部地域におけるインフラの組合せの整理

インフラの組み合わせ対象	想定される効果例			行政視点【沿線事業】			地域住民視点【地域住民のニーズ】			外環沿線の特徴	
	地域の魅力向上	観光振興	防災能力向上	アクセス向上	評価	概要	評価	概要	評価	概要	評価
堤防	△	△	●	△	●	H12年に多摩川水系河川整備基本方針が策定され、R3年現在でも事業が進行中 H29年に実施された再評価委員会においても東京都・神奈川県両者から事業継続の意向あり	●	沿線の川崎市、世田谷区、大田区の非営利組織において、環境保全・災害救援に関する団体が複数存在	●	「3. 概略ルート・構造等の比較」で、多摩川沿線について記載	
放水路	●	△	●	△	●	R2年6月に多摩川水系・五反田川の洪水対策のため、多摩川に通する放水路を暫定的に活用	●	沿線の川崎市、世田谷区、大田区の非営利組織において、環境保全・災害救援に関する団体が複数存在	●	「3. 概略ルート・構造等の比較」で、多摩川沿線について記載	
高架下利用	●	●	△	△	×	高架下利用に関する事業は進行していない	×	いずれの市区においても、抽出した条件下では高架下利活用に関する団体は存在しない	●	「3. 概略ルート・構造等の比較」で、高架式も検討されているが、景観・日照電波などの配慮が比較的必要であると記載	
まちづくり・再開発	●	●	△	△	●	殿町国際聯絡拠点「キンシグスカイプロジェクト」の整備が進行中	●	沿線の川崎市、世田谷区、大田区の非営利組織において、立ち入りのに関する団体が複数存在	●	「3. 概略ルート・構造等の比較」で、川崎側に「立川道1号・国道409号等の大規模な公有地や民間事業所用地がある」と記載	
遊水地	●	△	●	△	×	河川敷が整備済み	×	いずれの市区においても抽出した条件下では遊水地の整備にに関する団体は存在しない	●	「3. 概略ルート・構造等の比較」で、多摩川沿線について記載	
サイクリングロード	●	●	△	●	●	サイクリングロードが整備済み	×	いずれの市区においても、抽出した条件下ではサイクリングロードの整備に関する団体は存在しない	●	「3. 概略ルート・構造等の比較」で、多摩川沿線について記載	

【整理に用いた資料】

## 5. 関連自治体等の意見

■再評価における都県の意見は下記の通りです。

都県	再評価における意見
東京都	都は、昭和49年9月の台風16号時に、多摩川左岸堤防の決壊により、民家流出を含む甚大な被害を被った。これらの過去の水害実績や流域沿川の人口・資産の集積状況、支川である都管理河川の治水安全度を鑑みて、本川である多摩川の河川改修事業の果たす役割は非常に大きい。河道断面確保対策や堤防の水衝部対策等を着実に推進とともに、下流左岸側の人口や資産の集中する低地帯においては、高規格堤防整備事業の推進も図られたい。実施にあたっては引き続きコスト縮減に取り組み、地元の意見を十分に聞きながら事業を継続するよう強くお願いする。
神奈川県	過去の災害や近年の豪雨、さらには流域内の人口の集中や資産の集積状況を鑑みると、多摩川の河川改修の果たす役割は非常に大きい。 今後もコストの縮減に取組み、早期に事業を完成されたい。なお、事業実施にあたり地元等の意向を尊重し、事業を継続されたい。

出典：平成29年度再評価 多摩川直轄河川改修事業 再評価資料

図 6-3 行政視点\_堤防の整理に活用した資料

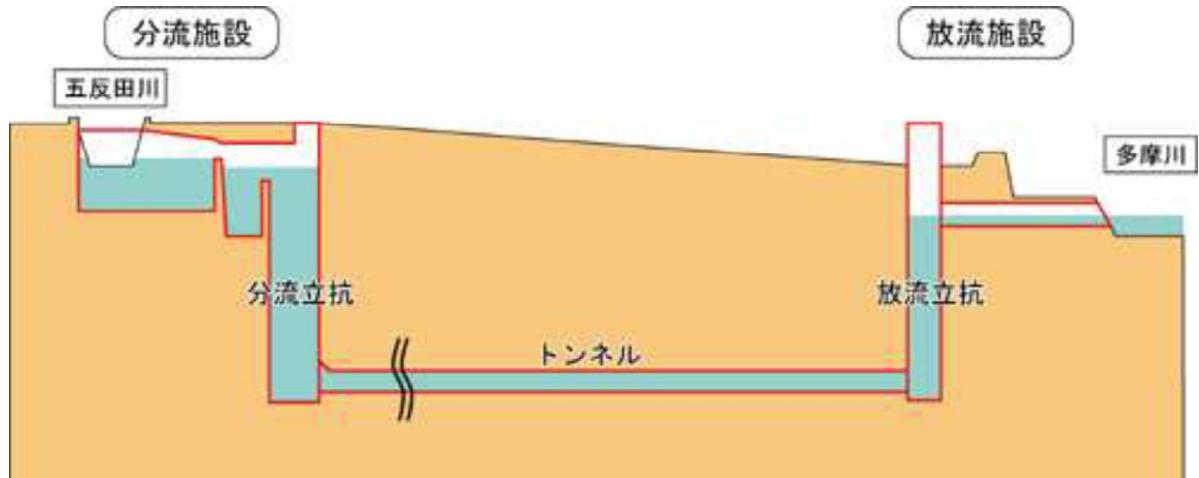
出典：川崎市ホームページ (<https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000018230.html>)

図 6-4 行政視点\_放水路の整理に活用した資料(五反田川放水路 断面図)

**起終点(湾岸道路との接続位置)**

概要図

凡例

- 高速自動車国道
- 首都高速道路
- 一般国道(指定区間)
- 一般国道(指定区間外)
- 主要地方道

東京側で湾岸道路に接続する案

川崎側で湾岸道路に接続する案

**比較表**

		案1 東京側で湾岸道路に接続	案2 川崎側で湾岸道路に接続
湾岸道路への接続位置		1号羽田線昭和島JCTに接続し、東海JCTで湾岸線に接続	1号横羽線大師JCTに接続し、川崎浮島JCTで湾岸線に接続
広域的な視点	交通円滑化		湾岸部(東京港、羽田空港、川崎港)～東名高速のアクセスは、その多くが首都高速経由。これらの交通が転換し、都心部の洪滞緩和が期待される。
	空港アクセスの向上	調布IC ⇄ 羽田空港の所要時間 <sup>※</sup>	中央環状線経由と比較して約4割(国内線)/約5割(国際線)の短縮
	港湾アクセスの向上	東京港 ⇄ 大泉JCTの所要時間 <sup>※</sup>	中央環状線経由と比較して約7割の短縮
		川崎港 ⇄ 大泉JCTの所要時間 <sup>※</sup>	中央環状線経由と比較して約6割の短縮
		災害時の迅速な対応	災害時のリダンダンシーが確保される。
地域的な視点	観光振興		多摩地域などと房総半島とのアクセスが向上し、より広域的な観光圏が形成され、観光振興が期待される。
	洪滞・交通事故	周辺地域の洪滞の緩和、交通事故の削減に寄与する。 (具体的な効果の程度はインターチェンジの設置の有無や位置に依存)	
	事業性(用地取得等)	昭和島JCT付近では、大規模な土地の変更が必要。	大師JCT付近では、川崎継貫の空間を活用することが可能。
川崎継貫道路計画との関係		東京側を通るため川崎継貫道路計画との一本化は困難ない。	川崎市内を縦貫し大師JCTと接続するため川崎継貫道路計画との一本化が図れる。

※:一例として区間を設定し、H27道路交通センサス混雑時平均旅行速度より所要時間を算出。外環道(閑越～東名、東名～湾岸)は80km/hと設定

13

**中間IC**

中間IC想定位置

凡例

- 高速自動車国道
- 首都高速道路
- 一般国道(指定区間)
- 一般国道(指定区間外)
- 主要地方道

大田区付近

川崎市付近

**中間IC**

		案1 大田区付近	案2 川崎市付近																									
直道路交通への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>IC利用交通量はいずれも2~3万台であり、大きな差はない。</li> <li>外環本線の交通量は、ICを設置しない場合に比べ増加、案1と案2での大きな差はない。</li> <li>ICを設置しない場合に比べて、周辺一般道の交通量は減少。</li> </ul>																											
	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺地域の高速道路アクセスが向上する。</li> </ul>																											
高速道路アクセス不便地域の解消	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺地域の高速道路アクセスが向上する。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>10分圏域</th> <th>15分圏域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大田区</td> <td>約4割増</td> <td>(変化なし)</td> </tr> <tr> <td>川崎市</td> <td>約2割増</td> <td>約1割増</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>約3割増</td> <td>約1割増</td> </tr> </tbody> </table>			10分圏域	15分圏域	大田区	約4割増	(変化なし)	川崎市	約2割増	約1割増	計	約3割増	約1割増	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺地域の高速道路アクセスが向上する。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>10分圏域</th> <th>15分圏域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大田区</td> <td>約3割増</td> <td>(変化なし)</td> </tr> <tr> <td>川崎市</td> <td>約3割増</td> <td>約2割増</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>約3割増</td> <td>約1割増</td> </tr> </tbody> </table>			10分圏域	15分圏域	大田区	約3割増	(変化なし)	川崎市	約3割増	約2割増	計	約3割増	約1割増
		10分圏域	15分圏域																									
大田区	約4割増	(変化なし)																										
川崎市	約2割増	約1割増																										
計	約3割増	約1割増																										
	10分圏域	15分圏域																										
大田区	約3割増	(変化なし)																										
川崎市	約3割増	約2割増																										
計	約3割増	約1割増																										
事業性(用地取得等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国道1号や環状8号線等の幹線道路沿いに公有地や大規模な民間事業所用地がないことから、支障物件数が多くなる可能性がある。</li> <li>埋蔵文化財包蔵地、史跡が点在している。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>国道1号や国道409号等の幹線道路沿いに大規模な公有地や民間事業所用地がある。</li> <li>これらを活用する場合、支障物件数は案1に比べて少ない。</li> <li>埋蔵文化財包蔵地、史跡は案1に比べて少ない。</li> </ul>																								

※IC利用交通量、IC施設人口について:第三章第2節構造問題の概ね今開け道に30を東京側又は川崎側に設置したものと算定し、算出。  
※施設人口は、H27面積統計を基に、人口メッシュの中心点が施設内に含まれる場合、当該メッシュ内の人口を計上し算出。なお、川崎市は、東名高速～湾岸道路間の沿線区である川崎区、幸区、中原区、高津区が対象。  
※存在物及び事業用面積(外環・開拓・東名)、構造機械地盤・北西線のICからの時刻圏域を算出。  
※H27.4~9(平日)黒闇プローフデータから算出。黒闇プローフデータのない路線は10km/hと想定。

15

出典: 東京外かく環状道路(東名高速～湾岸道路間) 計画検討協議会(第5回)資料  
**図 6-5 外環沿線の特徴\_堤防、放水路、街づくり・再開発・遊水地・サイクリングロードの整理に活用した資料**

**構造**

国土交通省

○外環道(東名高速～湾岸道路間)の構造については、大都市部での事例を参考に、地下式、掘割式(半地下式)、高架式が考えられる。

比較案	案1 地下式	案2 掘割(半地下)式	案3 高架式
イメージ図			
	<事例>外環道(関越道～東名高速) 等	<事例>外環道(大泉JCT～和光北IC) 等	<事例>外環道(和光北IC～三郷南IC) 等
道路構造	・地下式のため、地表部のコントロールポイントの回避が可能。	・掘割式のため、案1に比べて地表部のコントロールポイントが多い。 ・環境施設帯が必要となる。	・高架式のため、案1に比べて地表部のコントロールポイントが多い。 ・環境施設帯が必要となる。
環境	・地表を改変する範囲はJCT・IC部のみであるため、他案に比べ環境への影響が小さい。 ・JCT・IC部では地盤沈下や地下水への影響について検討する必要がある。	・案1に比べて地表を改変する範囲が大きいため、環境への影響が大きい。 ・地盤沈下や地下水への影響について検討する必要がある。	・案1に比べ地表を改変する範囲が大きいため、環境への影響が大きい。 ・他案に比べ道路の存在に対し日照障害、電波障害等の配慮が連続的に必要。
景観	・JCT・IC部、換気塔で景観への配慮が必要。	・案1に比べて景観への配慮が連続的に必要。	・高架式となるため、他案に比べて景観への影響が大きい。
事業性 (移転の影響等)	・他案に比べて移転棟数は少ない。	・案1に比べて移転棟数が多い。 ・周辺地域に点在している史跡等への影響が考えられる。 ・案1に比べて機能補償道路の整備が多くなる。	
その他 (地域の分断)	・他案に比べて道路構造物による地域分断への影響が小さい。	・案1に比べて道路構造物による地域分断への影響が大きい。	

16

出典：東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会（第5回）資料

図 6-6 外環沿線の特徴\_ 高架下利活用の整理に活用した資料

### 6.3.2 東京南西部地域における道路事業と他事業の組合せによって想定される効果の整理

6.3.1 の評価結果を基に、「道路×堤防」「道路×放水路」「道路×まちづくり・再開発」について整備効果を整理した。

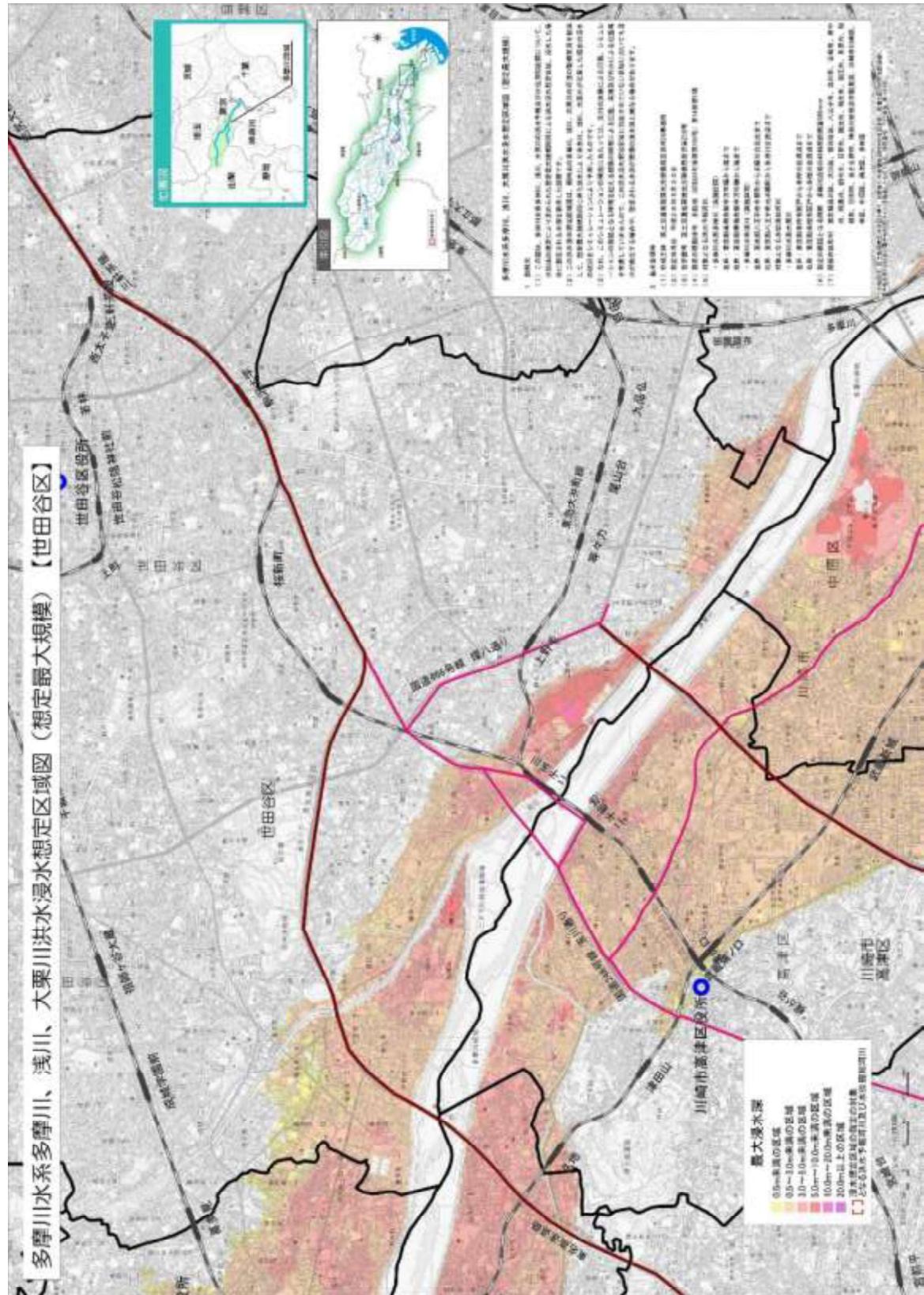
#### (1) 選定事業によって期待される効果

##### 1) 道路×堤防

###### (A) 東京南西部地域の現況

多摩川水系の洪水浸水想定区域図を図 6-7、図 6-8、図 6-9 に示す。世田谷区では環状 8 号線付近まで、大田区では池上駅付近まで、川崎市では鶴見川付近までの浸水が想定されている。

また、2019 年 10 月には台風 19 号が首都圏を直撃したことで、当該地域で大雨特別警報が発令され、実際に多摩川で氾濫が発生した。その際は二子玉川駅周辺や川崎市高津区で浸水が発生するなどの被害が確認されている。



出典：関東地方整備局水一科～（<https://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/keihin00194.html>）

図 6-7 世田谷区周辺の洪水浸水想定区域図(想定最大規模)

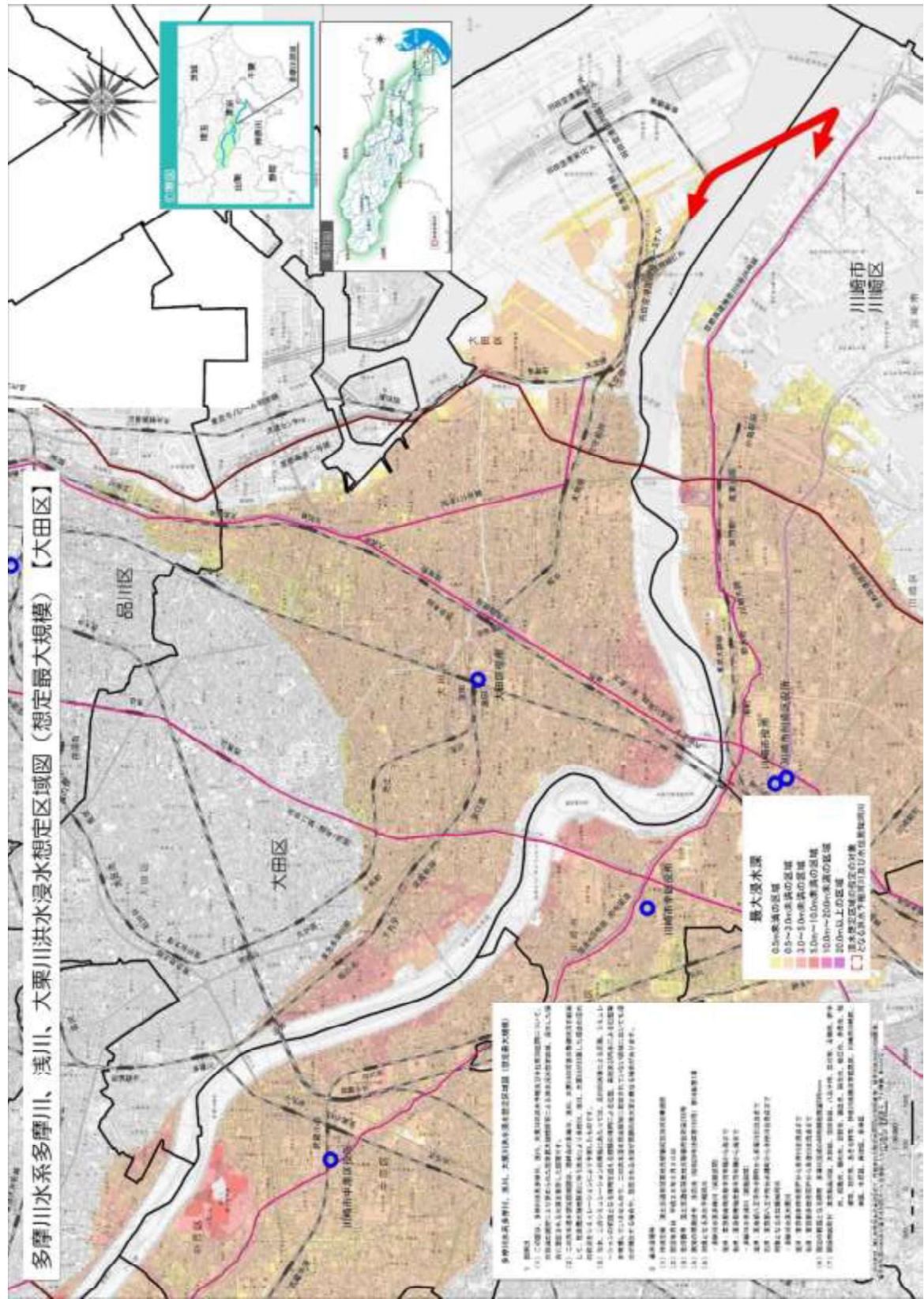
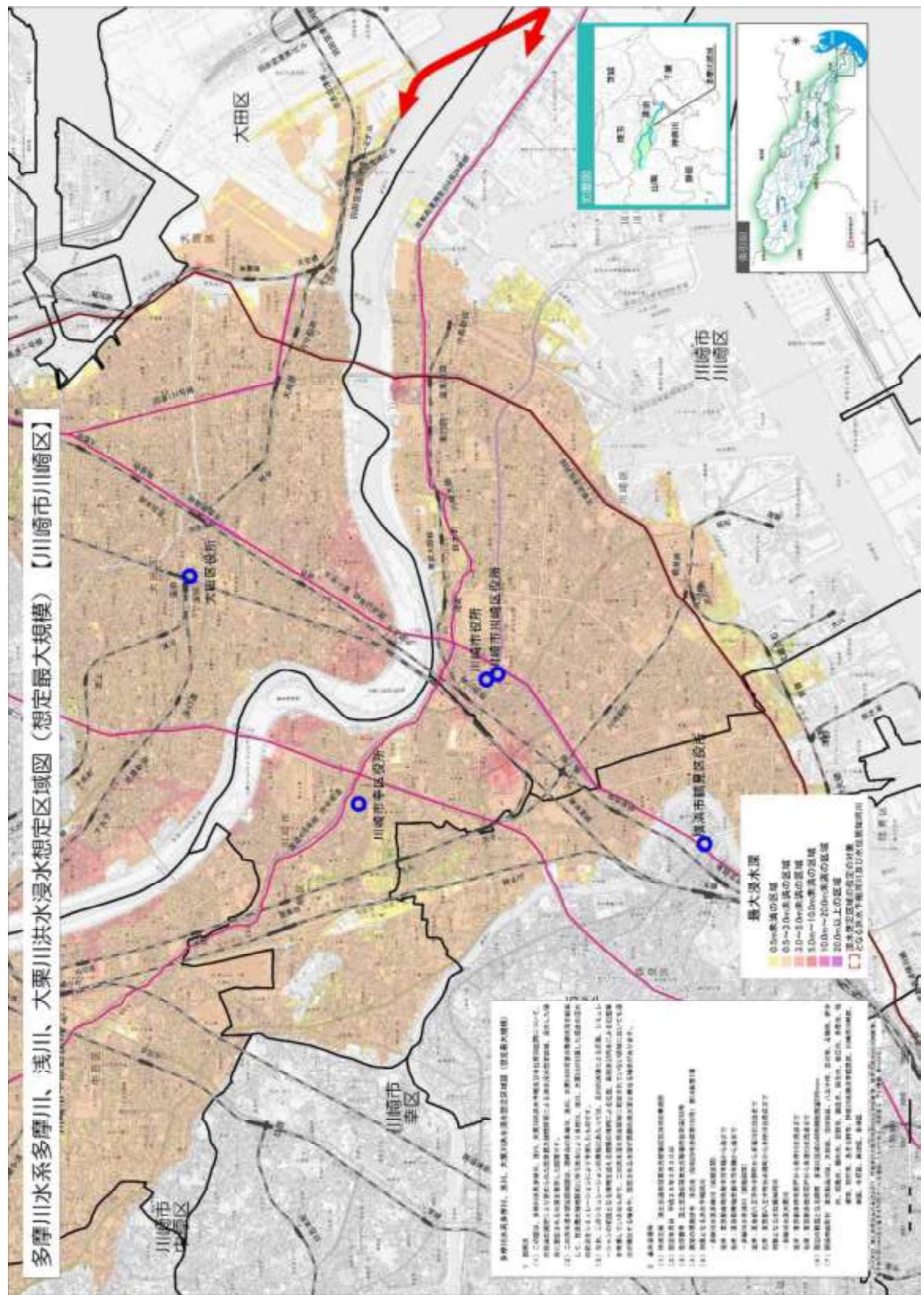


図 6-8 大田区周辺の洪水浸水想定区域図(想定最大規模)



## 都市部における浸水被害(タワーマンション等の被災)

### ■ 洪水による被害と状況

- 台風第19号では、広範囲で内水氾濫等が発生。多摩川沿いのJR武藏小杉駅前では広範囲で浸水が発生。
- 浸水は駅構内にも及び、自動改札機が水没するなどの被害が発生した。
- また、浸水区域内のタワーマンションの一部では、電源設備が浸水したことにより、一週間以上電気や水道が途絶え、施設等の耐水化が課題となった。

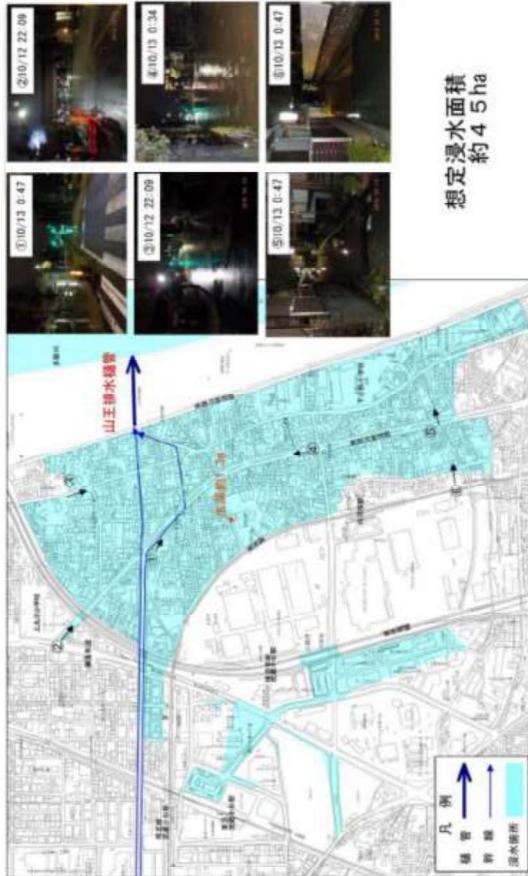
### JR武藏小杉駅構内

⑤ 横須賀線 武藏小杉駅  
駅構内冠水



### JR武藏小杉駅周辺

⑥ 横須賀線 武藏小杉駅周辺



台風第19号によるJR東日本管内の設施等の主な被害状況について

(令和元年10月13日 東日本旅客鉄道株式会社)

台風第19号による排水機能周辺地域における浸水被害状況について  
(令和元年10月23日 川崎市 報道発表資料)

出典：国土交通省ホームページ ([https://www.mlit.go.jp/river/shinnengikai\\_blog/shaseishin/kasenbunkakai/shouinkai/kikouhendou\\_sugai/1/index.html](https://www.mlit.go.jp/river/shinnengikai_blog/shaseishin/kasenbunkakai/shouinkai/kikouhendou_sugai/1/index.html))

図 6-10 2019年台風19号による多摩川周辺の被害状況

## (B) 期待される整備効果

### ①事業用地の空間的シェア

- ・多摩川沿線は複数の文化財施設や、住宅街が立地しているため、堤防との一体整備により事業用地を空間的にシェアすることで、市街地への開発の影響を軽減しつつ都市の防災性の強化に寄与することが期待される。

### ②堤防機能の強化

- ・平成 12 年より堤防機能の強化が進められており、また 2019 年の台風時の多摩川の氾濫が発生し、「多摩川緊急治水対策プロジェクト」としての取りまとめも行われるなどなど、当該地域での治水機能の向上の必要性は高いと想定される。現行の暫定堤周辺であれば、更なる機能強化を、無堤防区間周辺では堤防の設置を行うことで、いずれも治水機能の向上が期待される。

### ③道路ネットワークの強化

- ・堤防の地下空間及び上部空間を活用し、事業中の外環（関越～東名）や首都高湾岸部との接続を想定することで、道路ネットワークの強化が期待される。



出典：関東地方整備局ホームページ (<https://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/keihin01071.html>)

図 6-11 多摩川周辺の堤防整備状況

## 2) 道路×放水路

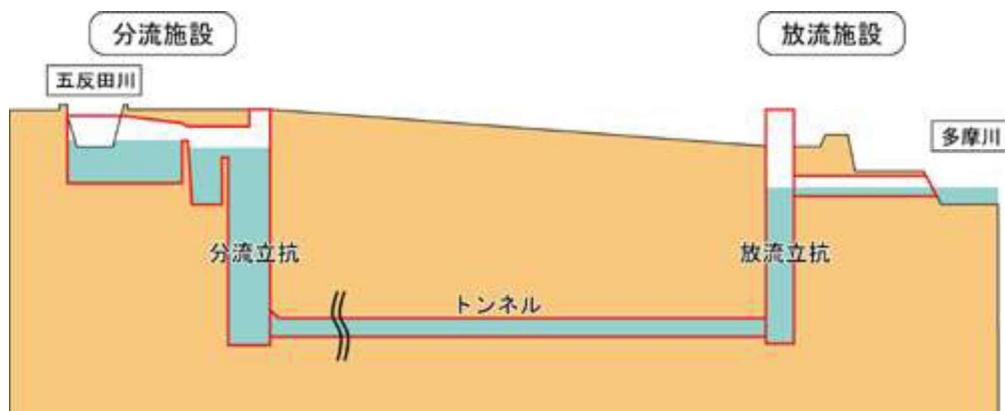
### (A) 東京南西部地域の現況

前段で整理した多摩川水系の洪水浸水想定区域図の通り、東京南西部地域では多摩川の洪水浸水が想定されており、治水機能の向上が期待されている。治水機能の向上のため、多摩川水系である五反田川では、暫定的に放水路の運用を始めるなど、堤防以外の治水対策も実施されている。



出典：川崎市ホームページ (<https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000018230.html>)

図 6-12 五反田川放水路 平面図



出典：川崎市ホームページ (<https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000018230.html>)

図 6-13 五反田川放水路 断面図(再掲)

## (B) 期待される整備効果

### ①事業用地の空間的シェア

- ・多摩川沿線は複数の文化財施設や、住宅街が立地しているため、堤防との一体整備により事業用地を空間的にシェアすることで、市街地への開発の影響を軽減しつつ都市の防災性の強化に寄与することが期待される。

### ②治水機能の強化

- ・平成 12 年より堤防機能の強化が進められており、また 2019 年の台風時の多摩川の氾濫が発生し、「多摩川緊急治水対策プロジェクト」としての取りまとめも行われるなどなど、当該地域での治水機能の向上の必要性は高いことが想定される。
- ・支流である五反田川の氾濫を防ぐために、多摩川と五反田川を放水路で結んでいる状況ではある。地下に道路構造を建設し、その構造物の一部に貯水機能を持たせることで、治水機能の向上を図ることも期待される。
- ・実際にマレーシアではクアラルンプールの洪水緩和事業として、高速道路と放水路の供用トンネルが建設された。平常時は高速道路として使用され渋滞緩和に寄与し、集中豪雨時等には洪水被害の軽減に寄与している。

### ③道路ネットワークの強化

- ・堤防の地下空間を活用し、事業中の外環（関越～東名）や首都高湾岸部との接続を想定することで、道路ネットワークの強化が期待される。

### 3) 道路×街づくり・再開発

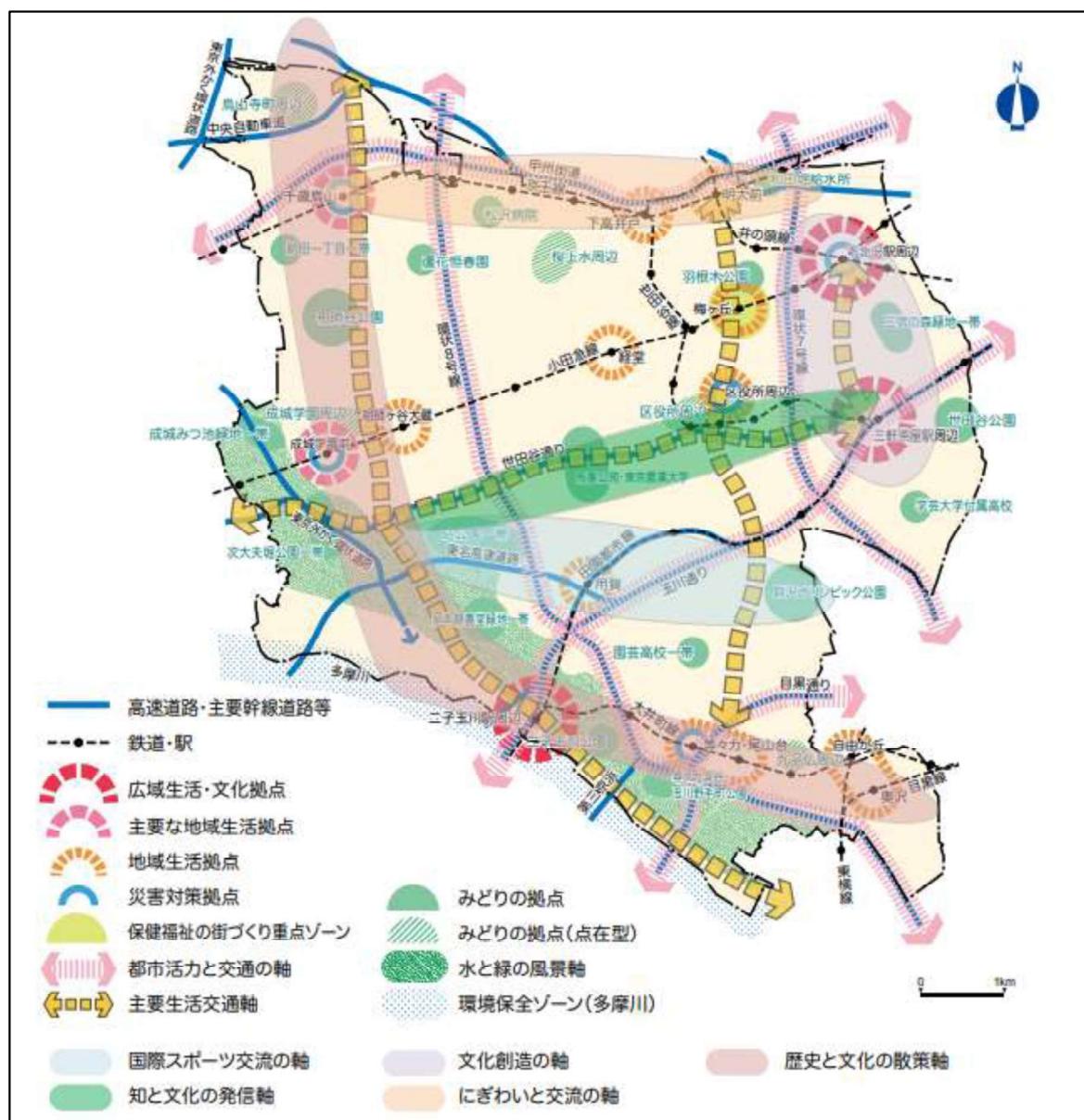
#### (A) 東京南西部地域の現況

世田谷区は図 6-14 の通り、多摩川沿線を南北に結ぶように“主要生活交通軸”を定めている。また、その主要生活交通軸周辺においても、多摩川を“環境保全ゾーン”、その後背地を“水と緑の風景軸”、隣接している二子玉川駅周辺を“広域生活・文化拠点”としてそれぞれ定めており、交通・環境保全・まちづくりを複合的に整備することを想定している。

大田区は図 6-15 の通り、多摩川沿線を南北に結ぶように“新空港線軸”と定め、公園や文化施設などを歩行者空間でつなぐような施策展開を想定している。

川崎市は図 6-16～図 6-22 の通り、区別に施策展開を整理している。川崎区では“キングスカイフロントの拠点形成”や、“富士見公園整備”など、多摩川沿線での拠点開発が計画されている。

いずれの市区においても、多摩川沿線の計画が複数想定されており、道路事業と街づくり・再開発事業を複合的に検討することが想定される。



出典：世田谷区基本計画（<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokujii/kusei/002/001/002/d00131681.html>）

図 6-14 世田谷区がめざすまちづくり像

出典：大田区実施計画

([https://www.city.ota.tokyo.jp/kuseijoho/ota\\_plan/kihonkeikaku/ota-jissi-keikaku\\_sakutei/ota-jissi-keikaku\\_sakutei\\_h31.html](https://www.city.ota.tokyo.jp/kuseijoho/ota_plan/kihonkeikaku/ota-jissi-keikaku_sakutei/ota-jissi-keikaku_sakutei_h31.html))

図 6-15 大田区における今後の施策展開

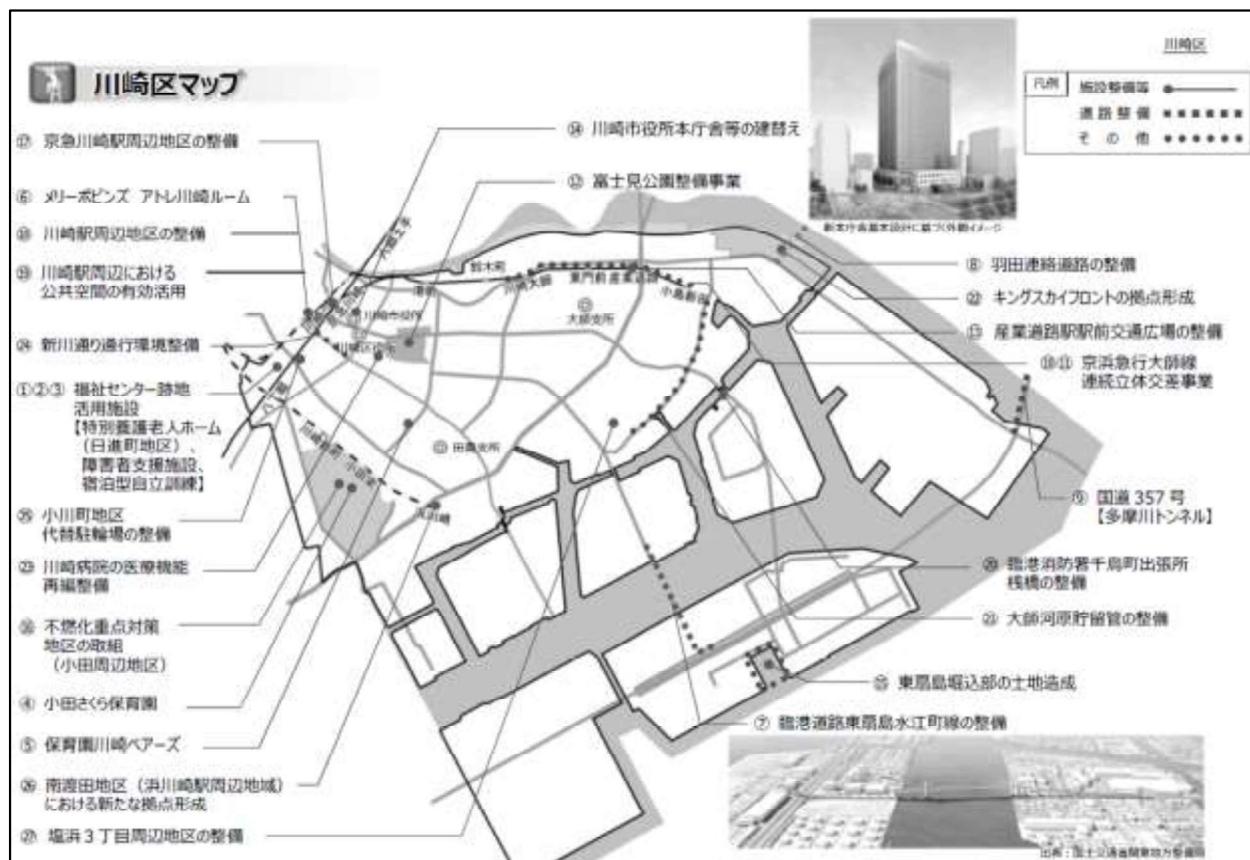
出典：川崎市総合計画 第2期実施計画 (<https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000096459.html>)

図 6-16 川崎市川崎区における今後の施策展開

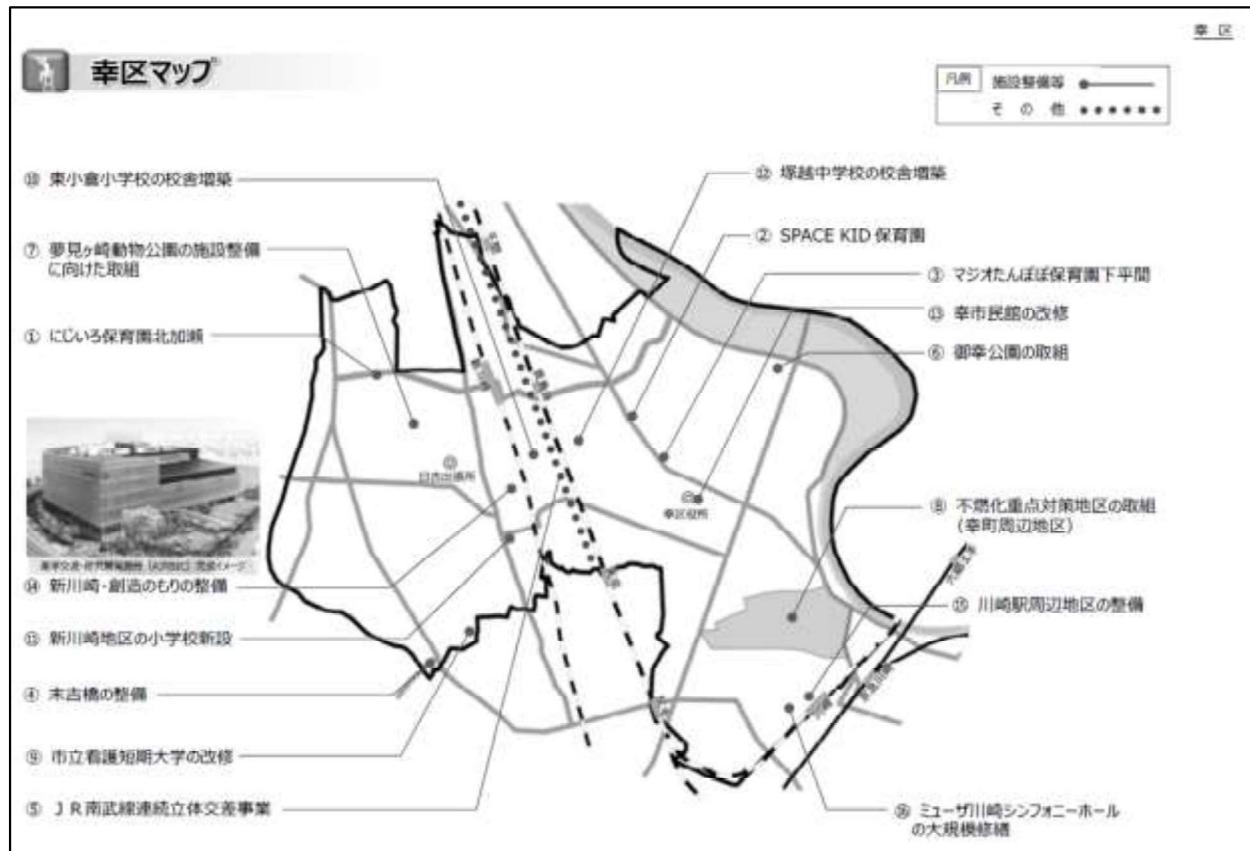
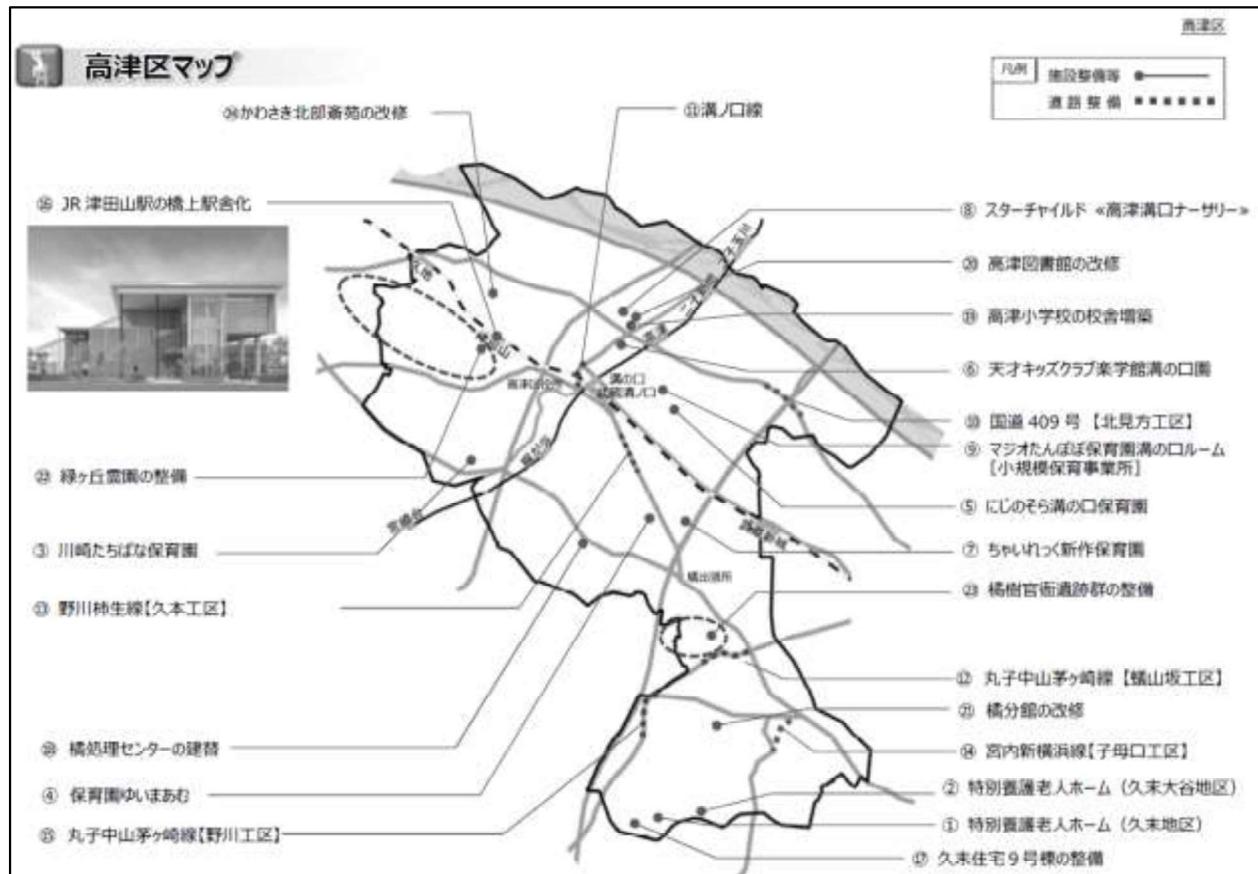


図 6-17 川崎市幸区における今後の施策展開



出典：川崎市総合計画 第2期実施計画 (<https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000096459.html>)

図 6-18 川崎市中原区における今後の施策展開



出典：川崎市総合計画 第2期実施計画 (<https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000096459.html>)

図 6-19 川崎市高津区における今後の施策展開

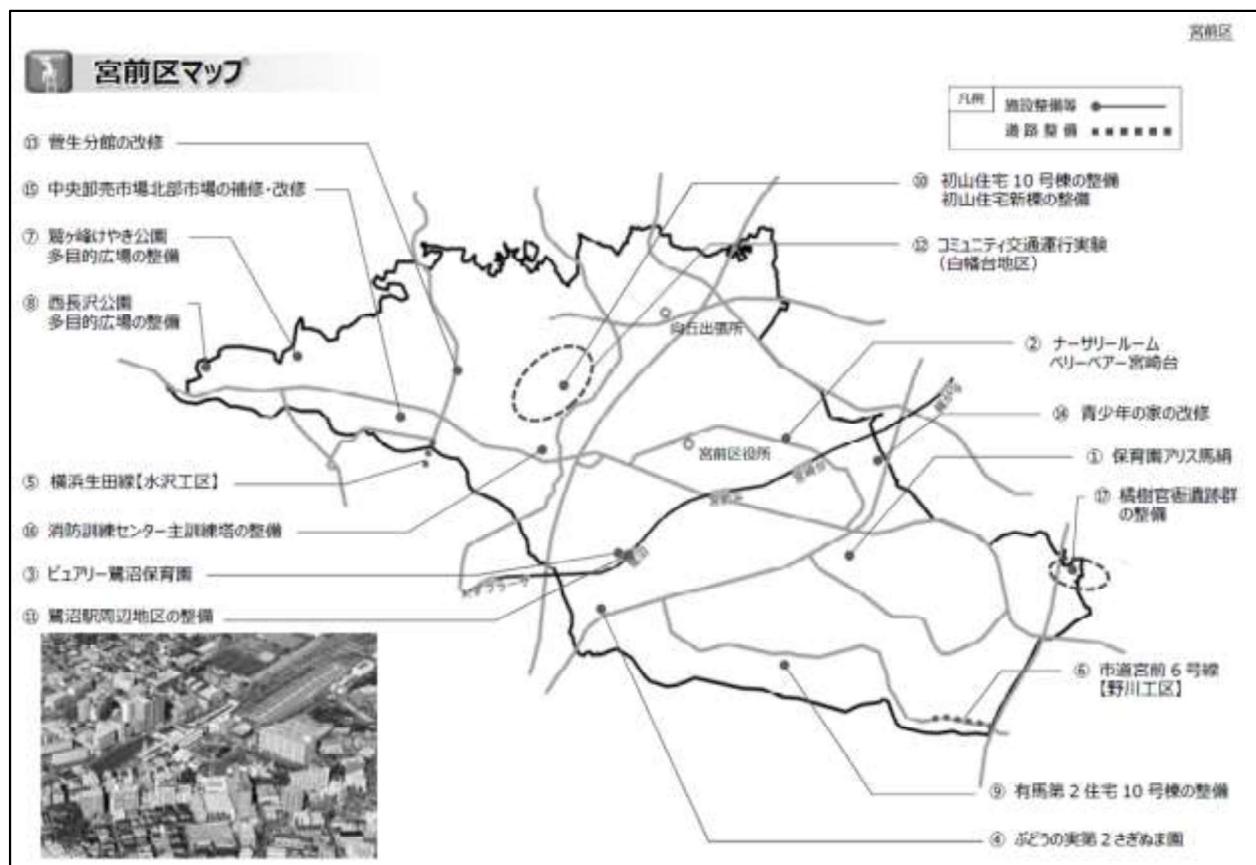


図 6-20 川崎市宮前区における今後の施策展開

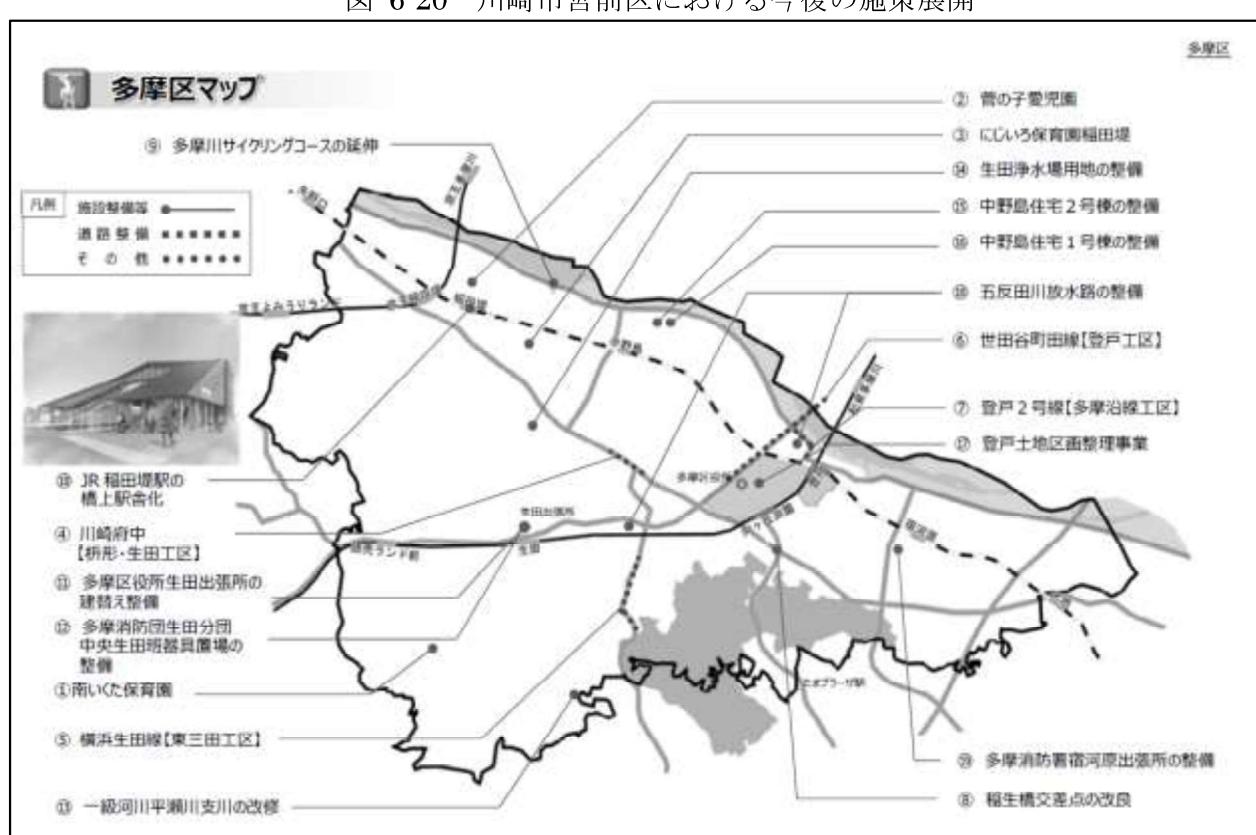
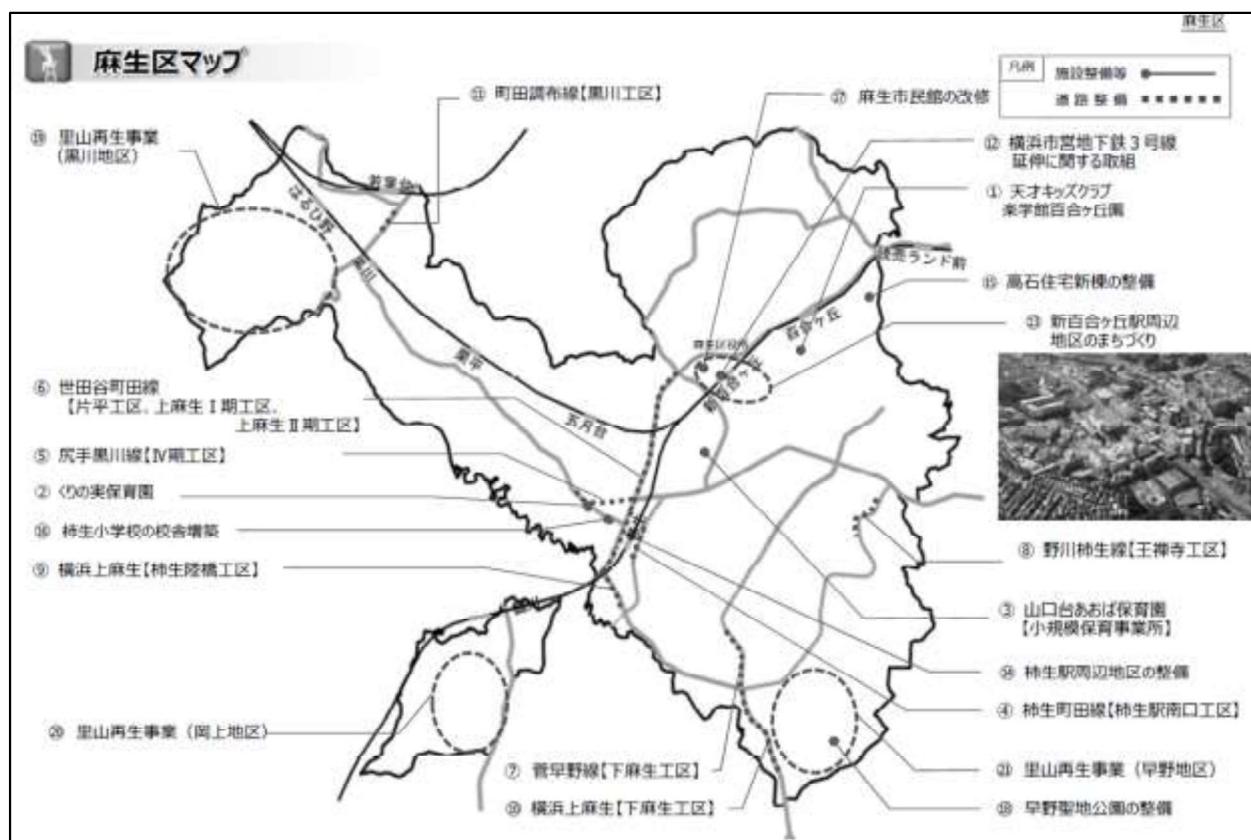


図 6-21 川崎市多摩区における今後の施策展開



出典：川崎市総合計画 第2期実施計画 (<https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000096459.html>)

図 6-22 川崎市麻生区における今後の施策展開

## (B) 期待される整備効果

### ①事業用地の空間的シェア

- ・多摩川沿線は複数の文化財施設や、住宅街が立地しているため、堤防との一体整備により事業用地を空間的にシェアすることで、市街地への開発の影響を軽減しつつ都市の防災性の強化に寄与することが期待される。

### ②後背地における拠点開発の促進

- ・例えば、多摩川沿線で開発が進んでいる大規模な事業（キングスカイフロントの拠点形成等）と複合的に整備を行うことで、周辺街路の交通状況の改善や拠点までのアクセス性の向上が期待される。

### ③緑地空間の整備に環境保全・魅力の向上

- ・堤防の上部区間を活用し、緑地の整備・親水空間の整備を行うことで環境保全だけではなく、地域の魅力向上によりにぎわいが創出され、地域振興に寄与することが期待される。

### ④市街地と緑地空間のアクセス性の向上

- ・堤防の上部空間を利活用する場合、併せて後背地からのアクセス性を向上させることで、更なる需要の拡大を図ることが期待される。

### ⑤道路ネットワークの強化

- ・堤防の地下空間及び上部空間を活用し、事業中の外環（関越～東名）や首都高湾岸部との接続が想定することで、道路ネットワークの強化が期待される。

(2) 道路事業と他事業の組合せによって想定される整備効果の整理  
 「道路×堤防」、「道路×放水路」、「道路×まちづくり・公園」について、外環沿線の現況、組合わせることで想定される効果、参考事例について一覧で整理を行った。

表 6-11 道路事業と他事業の組合せによって想定される整備効果一覧

各パラーンの 概要	道路×堤防	道路×放水路	道路×まちづくり・公園
	・河川整備と道路整備を一体的に行うことで、河川沿線地域の治水にも寄与	・放水路整備と道路整備を一体的に使うことで、災害時に管理用通路を利用し治水にも寄与	・市街地整備や公園整備と道路整備を一体的に行うことで、高規格堤防等、堤防の後背地等を利活用
外環沿線の 現況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多摩川水系の洪水浸水想定区域에서는、世田谷区で環状8号線付近まで、大田区で池上駅付近まで、川崎市で鶴見川付近までの浸水が想定されている。</li> <li>・2019年10月には台風19号が首都圏を直撃した際、治水機能の向上のため、多摩川水系である五反田川では、暫定的に放水路の運用を始めなど、堤防以外の治水対策も実施されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記と同様に東京南西部地域では多摩川の洪水区で環状8号線付近まで、浸水が想定されており、治水機能の向上が期待されている。</li> <li>・2019年10月には台風19号が首都圏を直撃した際、治水機能の向上のため、多摩川水系である五反田川では、二子玉川駅周辺や川崎市高津区で浸水が発生するなどの被害が確認されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世田谷区は多摩川沿線を南北に結ぶように“主要生活交通軸”を定めており、交通・環境保全・まちづくりを複合的に整備することを想定している。</li> <li>・大田区は多摩川沿線を南北に結ぶように“新空港線軸”と定め、公園や文化施設などを歩行者空間でつなぐような施策展開を想定している。</li> <li>・川崎市は区別に施策展開を整理している。川崎区では「キングスカイプロジェクト」の拠点形成など、多摩川沿線での拠点開発が計画されている。</li> </ul>
組合せることで 想定される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>■事業用地の空間的シエア</li> <li>■堤防機能の強化</li> <li>■道路ネットワークの強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■事業用地の空間的シエア</li> <li>■堤防機能の強化</li> <li>■道路ネットワークの強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■事業用地の空間的シエア</li> <li>■後背地における拠点開発の促進</li> <li>■緑地空間の整備による環境保全・魅力の向上</li> <li>■市街地と緑地空間のアクセシビリティの向上</li> <li>■道路ネットワークの強化</li> </ul>
参考事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路・河川が連携した二線堤ハイバス事業</li> <li>・淀川左岸線（2期）</li> <li>・国道45号復興事業と防潮堤整備事業</li> <li>・高潮対策と一体化した歩道整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アーチア SMART</li> <li>・東京外環と綾瀬川放水路（高架下）</li> <li>・国道16号と首都圏外郭放水路（地下）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・創成川川通アーバス連続化事業と創成川公園整備事業</li> <li>・国道8号敷質空間再整備</li> </ul>